

○ 雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）（抄）

（雇用保険事業）

第三条 雇用保険は、第一条の目的を達成するため、失業等給付を行うほか、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業を行うことができる。

（定義）

第四条 この法律において「被保険者」とは、適用事業に雇用される労働者であつて、第六条各号に掲げる者以外のものをいう。

255 （略）

（適用除外）

第六条 次の各号に掲げる者については、この法律は、適用しない。

一 六十五歳に達した日以後に雇用される者（同一の事業主の適用事業に同日の前日から引き続き六十五歳に達した日以後の日に於いて雇用されている者及びこの法律を適用することとした場合において第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者又は第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

一の二 短時間労働者（一週間の所定労働時間が、同一の適用事業に雇用される通常の労働者の一週間の所定労働時間と比較し短く、かつ、厚生労働大臣の定める時間数未満である者をいう。第十三条第一項第一号において同じ。）であつて、第三十八条第一項各号に掲げる者に該当するもの（この法律を適用することとした場合において第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く。）

一の三・二 （略）

三 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者

四 （略）

（返還命令等）

第十条の四 偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者がある場合には、政府は、その者に対して、支給した

失業等給付の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、厚生労働大臣の定める基準により、当該偽りその他不正の行為により支給を受けた失業等給付の額の二倍に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主又は職業紹介事業者等（職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者又は業として同条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主又は職業紹介事業者等に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帯して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。

3 徴収法第二十六条及び第四十一条第二項の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の納付を怠った場合に準用する。

第二節 一般被保険者の求職者給付

第一款 基本手当

（基本手当の受給資格）

第十三条 基本手当は、被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（次の各号に掲げる被保険者については、当該各号に定める日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間）。第十七条第一項において「算定対象期間」という。）に、次条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であったときに、この款の定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間に短時間労働者である被保険者（以下「短時間労働被保険者」という。）であった期間がある被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間がないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者 当該理由によ

り賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

2 被保険者が短時間労働被保険者に該当するかどうかの確認は、厚生労働大臣が行う。

（被保険者期間）

第十四条 被保険者期間は、被保険者であつた期間のうち、当該被保険者でなくなつた日又は各月においてその日に応当し、かつ、当該被保険者であつた期間内にある日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。以下この項において「喪失当日」という。）の各前日から各前月の喪失当日までさかのぼつた各期間（賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるものに限る。）を一箇月として計算し、その他の期間は、被保険者期間に算入しない。ただし、当該被保険者となつた日からその日後における最初の喪失当日の前日までの期間の日数が十五日以上であり、かつ、当該期間内における賃金の支払の基礎となつた日数が十四日以上であるときは、当該期間を二分の一箇月の被保険者期間として計算する。

2 被保険者であつた期間が短時間労働被保険者であつた期間である場合における前項の規定の適用については、同項中「十四日」とあるのは「十一日」と、「一箇月として」とあるのは「二分の一箇月として」と、「二分の一箇月」とあるのは「四分の一箇月」とする。

3 前二項の規定により被保険者期間を計算する場合において、次の各号に掲げる期間は、前二項に規定する被保険者であつた期間に含めない。

一 最後に被保険者となつた日前に、当該被保険者が受給資格（前条第一項の規定により基本手当の支給を受けることができる資格をいう。次節から第四節までを除き、以下同じ。）第三十七条の三第二項に規定する高年齢受給資格又は第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得したことがある場合には、当該受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格に係る離職の日以前における被保険者であつた期間

二 （略）

（失業の認定）

第十五条 基本手当は、受給資格を有する者（次節から第四節までを除き、以下「受給資格者」という。）が失業している日

- (失業していることについての認定を受けた日に限る。以下この款において同じ。)について支給する。
- 2 前項の失業していることについての認定(以下この款において「失業の認定」という。)を受けようとする受給資格者は、離職後、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならぬ。
 - 3 失業の認定は、求職の申込みを受けた公共職業安定所において、受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について行うものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等(国、都道府県及び市町村並びに独立行政法人雇用・能力開発機構が設置する公共職業能力開発施設の行う職業訓練(職業能力開発総合大学の行うものを含む。))その他法令の規定に基づき失業者に対して作業環境に適応することを容易にさせ、又は就職に必要な知識及び技能を習得させるために行われる訓練又は講習であつて、政令で定めるものをいう。以下同じ。)を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る失業の認定について別段の定めをすることができる。
 - 4 受給資格者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前二項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭することができなかつた理由を記載した証明書を提出することによつて、失業の認定を受けることができる。
 - 一 疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかつた場合において、その期間が継続して十五日未満であるとき。
 - 二 公共職業安定所の紹介に応じて求人者に面接するために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。
 - 三 公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。
 - 四 天災その他やむを得ない理由のために公共職業安定所に出頭することができなかつたとき。
 - 5 失業の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者が求人者に面接したこと、公共職業安定所その他の職業安定機関若しくは職業紹介事業者等から職業を紹介され、又は職業指導を受けたことその他求職活動を行ったことを確認して行うものとする。

(賃金日額)

第十七条 賃金日額は、算定対象期間において第十四条（第一項ただし書（同条第二項において読み替えて適用する場合を含む。）を除く。）の規定により被保険者期間として計算された最後の六箇月間（当該最後の六箇月間に同条第二項において読み替えて適用する同条第一項の規定により二分の一箇月として計算された被保険者期間が含まれるときは、当該二分の一箇月として計算された被保険者期間を一箇月として計算された被保険者期間とした場合における最後の六箇月間）に支払われた賃金（臨時に支払われる賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金を除く。次項及び第六節において同じ。）の総額を百八十で除して得た額とする。

2 前項の規定による額が次の各号に掲げる額に満たないときは、賃金日額（受給資格に係る離職の日において短時間労働被保険者であった受給資格者に係るものを除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

一・二 (略)

3・4 (略)

(基本手当の減額)

第十九条 受給資格者が、失業の認定に係る期間中に自己の労働によつて収入を得た場合には、その収入の基礎となつた日数（以下この項において「基礎日数」という。）分の基本手当の支給については、次に定めるところによる。

一 その収入の一日分に相当する額（収入の総額を基礎日数で除して得た額をいう。）から千三百八十八円（その額が次項の規定により変更されたときは、その変更された額。同項において「控除額」という。）を控除した額と基本手当の日額との合計額（次号において「合計額」という。）が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えないとき。基本手当の日額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

二 合計額が賃金日額の百分の八十に相当する額を超えるととき（次号に該当する場合を除く。）。当該超える額（次号において「超過額」という。）を基本手当の日額から控除した残りの額に基礎日数を乗じて得た額を支給する。

三 超過額が基本手当の日額以上であるとき。基礎日数分の基本手当を支給しない。

2 (略)

3 受給資格者は、失業の認定を受けた期間中に自己の労働によつて収入を得たときは、厚生労働省令で定めるところにより

、その収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならない。

(支給の期間及び日数)

第二十条 基本手当は、この法律に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上職業に就くことができない者が、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が四年を超えるときは、四年とする。）内の失業している日について、第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分を限度として支給する。

一 次号及び第三号に掲げる受給資格者以外の受給資格者 当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から起算して一年

二 基準日において第二十二条第二項第一号に該当する受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に六十日を加えた期間

三 基準日において第二十三条第一項第二号イに該当する同条第二項に規定する特定受給資格者 基準日の翌日から起算して一年に三十日を加えた期間

2 受給資格者であつて、当該受給資格に係る離職が定年（厚生労働省令で定める年齢以上の定年に限る。）に達したことを除く。その他厚生労働省令で定める理由によるものであるものが、当該離職後一定の期間第十五条第二項の規定による求職の申込みをしないことを希望する場合において、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出たときは、前項中「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間」とあるのは「次の各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間と、次項に規定する求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（一年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に第十五条第二項の規定による求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、同項第一号中「当該基本手当の受給資格に係る離職の日（以下この款において「基準日」という。）」とあるのは「基準日」とする。

3 (略)

(待期)

第二十一条 基本手当は、受給資格者が当該基本手当の受給資格に係る離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日（疾病又は負傷のため職業に就くことができない日を含む。）が通算して七日に満たない間は、支給しない。

第二十三条 (略)

2 前項の特定受給資格者とは、次の各号のいずれかに該当する受給資格者（前条第二項に規定する受給資格者を除く。）をいう。

一 当該基本手当の受給資格に係る離職が、その者を雇用していた事業主の事業について発生した倒産（破産手続開始、再手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労働省令で定める事由に該当する事態をいう。第五十七条第二項第一号において同じ。）又は当該事業主の適用事業の縮小若しくは廃止に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの

二 前号に定めるもののほか、解雇（自己の責めに帰すべき重大な理由によるものを除く。第五十七条第二項第二号において同じ。）その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者

(訓練延長給付)

第二十四条 受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間を超えるものを除く。

以下この条、第三十六条第一項及び第二項並びに第四十一条第一項において同じ。）を受ける場合には、当該公共職業訓練等を受ける期間（その者が当該公共職業訓練等を受けるため待期している期間（政令で定める期間に限る。）を含む。）内の失業している日について、所定給付日数（当該受給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間内に基本手当の支給を受けた日数が所定給付日数に満たない場合には、その支給を受けた日数。第三十三条第三項を除き、以下この節において同じ。）を超えてその者に基本手当を支給することができる。

2 公共職業安定所長が、その指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者（その者が当該公共職業訓練等を受け終わる日に

における基本手当の支給残日数（当該公共職業訓練等を受け終わる日の翌日から第四項の規定の適用がないものとした場合における支給期間（当該期間内の失業している日について基本手当の支給を受けることができる期間をいう。以下同じ。）の最後の日までの間に基本手当の支給を受けることができる日数をいう。以下この項及び第四項において同じ。）が政令で定める日数に満たないものに限る。）で、政令で定める基準に照らして当該公共職業訓練等を受け終わってもなお就職が相当程度に困難な者であると認められたものについては、同項の規定による期間内の失業している日について、所定給付日数を超えてその者に基本手当を支給することができる。この場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を限度とするものとする。

3 第一項の規定による基本手当の支給を受ける支給資格者が第二十条第一項及び第二項の規定による期間を超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるときは、その者の支給期間は、これらの規定にかかわらず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間とする。

4 第二項の規定による基本手当の支給を受ける支給資格者の支給期間は、第二十条第一項及び第二項の規定にかかわらず、これらの規定による期間に第二項前段に規定する政令で定める日数から支給残日数を差し引いた日数を加えた期間（同条第一項及び第二項の規定による期間を超えて公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける者で、当該公共職業訓練等を受け終わる日について第一項の規定による基本手当の支給を受けることができるものにあつては、同日から起算して第二項前段に規定する政令で定める日数を経過した日までの間）とする。

（給付日数を延長した場合の給付制限）

第二十九条 訓練延長給付（第二十四条第二項の規定による基本手当の支給に限る。第三十二条第一項において同じ。）、広域延長給付又は全国延長給付を受けている支給資格者が、正当な理由がなく、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けること又は厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後基本手当を支給しない。ただし、その者が新たに支給資格を取得したときは、この限りでない。

2 前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものと

する。

(支給方法及び支給期日)

第三十条 基本手当は、厚生労働省令で定めるところにより、四週間に一回、失業の認定を受けた日分を支給するものとする。ただし、厚生労働大臣は、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける受給資格者その他厚生労働省令で定める受給資格者に係る基本手当の支給について別段の定めをすることができる。

2 公共職業安定所長は、各受給資格者について基本手当を支給すべき日を定め、その者に通知するものとする。
(未支給の基本手当の請求手続)

第三十一条 (略)

2 前項の受給資格者が第十九条第一項の規定に該当する場合には、第十条の三第一項の規定による未支給の基本手当の支給を受けるべき者は、厚生労働省令で定めるところにより、第十九条第一項の収入の額その他の事項を公共職業安定所長に届け出なければならぬ。

(給付制限)

第三十二条 受給資格者(訓練延長給付、広域延長給付又は全国延長給付を受けている者を除く。以下この条において同じ。)が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月間は、基本手当を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 紹介された職業又は公共職業訓練等を受けることを指示された職種が、受給資格者の能力からみて不適当であると認められるとき。

二 就職するため、又は公共職業訓練等を受けるため、現在の住所又は居所を変更することを要する場合において、その変更が困難であると認められるとき。

三 就職先の賃金が、同一地域における同種の業務及び同程度の技能に係る一般の賃金水準に比べて、不当に低いとき。

四 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

五 その他正当な理由があるとき。

2 受給資格者が、正当な理由がなく、厚生労働大臣の定める基準に従って公共職業安定所が行うその者の再就職を促進するために必要な職業指導を受けることを拒んだときは、その拒んだ日から起算して一箇月を超えない範囲内において公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。

3 受給資格者についての第一項各号のいずれかに該当するかどうかの認定及び前項に規定する正当な理由があるかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従ってするものとする。

第三十三条 被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によつて解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によつて退職した場合には、第二十一条の規定による期間の満了後一箇月以上三箇月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当を支給しない。ただし、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、この限りでない。

2 受給資格者が前項の場合に該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従ってするものとする。

3 5 (略)

(短時間労働被保険者以外の被保険者が引き続き短時間労働被保険者となつた場合等の特例)

第三十五条 被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間に次に掲げる事由が生じた場合におけるこの款(第十五条第二項及び第三項、第二十条第二項、第二十一条、第二十三条並びに第三十三条を除く。)並びに第五十六条の第二項第一号及び第五十七条第一項(受給資格に係る離職に限る。)の規定の適用については、当該被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の被保険者が、短時間労働被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者が、短時間労働被保険者以外の被保険者となつたこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となつたものとみなす。

3 第一項に規定する場合における第二十条第一項の規定の適用については、同項中「当該各号に定める期間（当該期間内」とあるのは、「当該各号に定める期間」と当該離職の日の翌日から引き続いて当該同一の事業主の適用事業に被保険者として雇用された最後の日までの期間に相当する期間（その期間が三年を超えるときは、三年とする。）とを合算した期間（当該合算した期間内」とする。

4 第一項に規定する場合における第二十四条第一項、第三項及び第四項、第二十五条第四項、第二十七条第三項並びに第三十三条第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第二十四条第四項中「同条第一項」とあるのは「第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。）」と、第三十三条第四項中「第二十四条第一項」とあるのは「第三十五条第四項において読み替えて適用する第二十四条第一項」と、「第三十三条第三項」とあるのは「第三十三条第三項（第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。）」とする。

第二款 技能習得手当及び寄宿手当

（技能習得手当及び寄宿手当）

第三十六条 技能習得手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給する。

2 寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族（婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第五十八条第二項において同じ。）と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給する。

3 5 （略）

第三款 傷病手当

（傷病手当）

第三十七条 傷病手当は、受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合に、第二十条第一項（第三十五条第三項において読み替えて適用する場合を含む。第

五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号、第五十七条第一項及び第二項並びに第七十八条において同じ。）及び第二項の規定による期間（第三十三条第三項（第三十五条第四項において読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第五十六条の二第一項第一号及び第三項第一号並びに第五十七条第一項及び第二項において同じ。）の規定に該当する者については第三十三条第三項の規定による期間とし、第五十七条第一項の規定に該当する者については同項の規定による期間とする。）内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができない日（疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことについての認定を受けた日に限る。）について、第四項の規定による日数に相当する日数分を限度として支給する。

2 前項の認定は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所長が行う。

3～6 (略)

7 傷病手当は、厚生労働省令で定めるところにより、第一項の認定を受けた日分を、当該職業に就くことができない理由がやんだ後最初に基本手当を支給すべき日（当該職業に就くことができない理由がやんだ後において基本手当を支給すべき日がない場合には、公共職業安定所長の定める日）に支給する。ただし、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、傷病手当の支給について別段の定めをすることができる。

8・9 (略)

第二節の二 高年齢継続被保険者の求職者給付

(高年齢継続被保険者)

第三十七条の二 被保険者であつて、同一の事業主の適用事業に六十五歳に達した日の前日から引き続き六十五歳に達した日以後の日において雇用されているもの（第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者及び第四十三条第一項に規定する日雇労働被保険者を除く。以下「高年齢継続被保険者」という。）が失業した場合には、この節の定めるところにより、高年齢求職者給付金を支給する。

2 高年齢継続被保険者に関しては、前節（第十三条第二項及び第十四条を除く。）、次節及び第四節の規定は、適用しない。
(高年齢受給資格)

第三十七条の三 高年齢求職者給付金は、高年齢継続被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間（次の各号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者については、当該各号に定める日数を一年に加算した期間（その期間が四年を超えるときは、四年間））に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であつたときに、次条に定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間に短時間労働被保険者であつた期間がある高年齢継続被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日（その日が当該離職の日以前一年間になくときは、当該離職の日の一年前の日の翌日）から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間（前号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間）に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた高年齢継続被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数（同号に掲げる高年齢継続被保険者である被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数）

2 前項の規定により高年齢求職者給付金の支給を受けることができる資格（以下「高年齢受給資格」という。）を有する者（以下「高年齢受給資格者」という。）が次条第四項の規定による期間内に高年齢求職者給付金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合（新たに第三十九条第二項に規定する特例受給資格を取得した場合を除く。）において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第四項の認定を受けたときは、その者は、当該高年齢受給資格に基づく高年齢求職者給付金の支給を受けることができる。

（高年齢求職者給付金）

第三十七条の四 （略）

2 （略）

3 第一項の算定基礎期間は、当該高年齢受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者と、当該高年齢受給資格に係る離職の日を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二条第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間とする。この場合において、同条第三項に規定する基準日まで引き続き同一の事業主

の適用事業に雇用された期間のうち六十五歳に達した日以後の期間については、当該期間に十分の十を限度として厚生労働省令で定める率を乗じて得た期間をもつて当該期間とする。

4 高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して一年を経過する日までに、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

5 (略)

(短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者が引き続き短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者となつた場合等の特例)

第三十七条の五 高年齢継続被保険者が同一の事業主の適用事業に引き続き雇用された期間(六十五歳に達した日後の期間に限る。)に次に掲げる事由が生じた場合における第十四条、第三十七条の三第一項及び前条(第四項を除く。)の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、当該事由の生じた日の前日に離職したものとみなす。

一 短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者となつたこと。

二 短時間労働被保険者である高年齢継続被保険者が、短時間労働被保険者以外の高年齢継続被保険者となつたこと。

2 前項に規定する場合における第十四条の規定の適用については、当該高年齢継続被保険者は、同項各号に掲げる事由の生じた日に被保険者でなくなり、かつ、同日に新たに被保険者となつたものとみなす。

3 第一項に規定する場合における前条第五項の規定の適用については、同項中「第三十一条第一項中」とあるのは、「第二十一条中「離職」とあるのは「離職(第三十七条の五第一項の規定により離職したものとみなされる場合を除く。)」と、第三十一条第一項中」とする。

4 高年齢継続被保険者が六十五歳に達した日以前の期間に第三十五条第一項各号に掲げる事由が生じていた場合における第十四条及び前条の規定の適用に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第三節 短期雇用特例被保険者の求職者給付

(短期雇用特例被保険者)

第三十八条 (略)

2 (略)

3 短期雇用特例被保険者に関しては、第二節(第十三条第二項及び第十四条(第三十五条第二項の規定により適用する場合を含む。))を除く。)、前節及び次節の規定は、適用しない。

(特例受給資格)

第三十九条 特例一時金は、短期雇用特例被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間(次の各号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者については、当該各号に定める日数を一年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間))に、第十四条の規定による被保険者期間が通算して六箇月以上であったときに、次条に定めるところにより、支給する。

一 離職の日以前一年間(最後に被保険者となつた日から当該離職の日までの期間を除く。)に短時間労働被保険者であつた期間がある短期雇用特例被保険者 当該短時間労働被保険者となつた日(その日が当該離職の日以前一年間にないときは、当該離職の日の一年前の日の翌日)から当該短時間労働被保険者でなくなつた日の前日までの日数

二 離職の日以前一年間(前号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者にあつては、同号に定める日数を一年に加算した期間)に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた短期雇用特例被保険者 当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数(同号に掲げる短期雇用特例被保険者である被保険者にあつては、その日数に同号に定める日数を加えた日数)

2 前項の規定により特例一時金の支給を受けることができる資格(以下「特例受給資格」という。)を有する者(以下「特例受給資格者」という。))が次条第三項の規定による期間内に特例一時金の支給を受けることなく就職した後再び失業した場合(新たに第十四条第三項第一号に規定する受給資格、高齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。))において、当該期間内に公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、次条第三項の認定を受けたときは、その者は、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受けることができる。

(特例一時金)

第四十条 特例一時金の額は、特例受給資格者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして第十六条から第十八条までの規定を適用した場合にその者に支給されることとなる基本手当の日額の五十日分（第三項の認定があつた日から同項の規定による期間の最後の日までの日数が五十日に満たない場合には、その日数に相当する日数分）とする。

2 (略)

3 特例一時金の支給を受けようとする特例受給資格者は、離職の日の翌日から起算して六箇月を経過する日までに、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上、失業していることについての認定を受けなければならない。

4 第二十一条、第三十一条第一項、第三十二条、第三十三条第一項及び第二項並びに第三十四条第一項から第三項までの規定は、特例一時金について準用する。この場合において、第二十一条中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、第三十一条第一項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「失業の認定を受けることができなかった期間」とあるのは「第四十条第三項の認定を受けることができなかった場合における当該特例受給資格者」と、「失業の認定を受けなければならない」とあるのは「同項の認定を受けなければならない」と、第三十二条中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、第三十三条第一項中「支給しない。ただし公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、この限りでない」とあるのは「支給しない」と、同条第二項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、第三十四条第二項中「受給資格」とあるのは「特例受給資格」と、同条第三項中「受給資格者」とあるのは「特例受給資格者」と、「受給資格」とあるのは「特例受給資格」とそれぞれ読み替えるものとする。

(公共職業訓練等を受ける場合)

第四十一条 特例受給資格者が、当該特例受給資格に基づく特例一時金の支給を受ける前に公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が政令で定める期間に達しないものを除く。）を受けるときには、第十条第三項及び前三条の規定にかかわらず、特例一時金を支給しないものとし、その者を第十五条第一項に規定する受給資格者とみなして、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、第二節（第三十三条第一項ただし書の規定を除く。）に定めるところにより、求職

者給付を支給する。

2 (略)

(日雇労働被保険者)

第四十三条 被保険者である日雇労働者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの及び第六条第一号の三の認可を受けたもの(以下「日雇労働被保険者」という。)が失業した場合には、この節の定めるところにより、日雇労働求職者給付金を支給する。

一 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域(厚生労働大臣が指定する区域を除く。)又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であつて、厚生労働大臣が指定するもの(以下この項において「適用区域」という。)に居住し、適用事業に雇用される者

二・三 (略)

2(4) (略)

(日雇労働被保険者に係る失業の認定)

第四十七条 日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業している日(失業していることについての認定を受けた日に限る。第五十四条第一号において同じ。)について支給する。

2 前項の失業していることについての認定(以下この節において「失業の認定」という。)を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。

3 (略)

(日雇労働求職者給付金の日額)

第四十八条 日雇労働求職者給付金の日額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一(三) (略)

四 前三号のいずれにも該当しないとき。千七百七十円(その額が次条第一項の規定により変更されたときは、その変更された額)

(日雇労働求職者給付金の支給方法等)

第五十一条 日雇労働求職者給付金は、公共職業安定所において、失業の認定を行った日に支給するものとする。

2・3 (略)

(給付制限)

第五十二条 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、その拒んだ日から起算して七日間は、日雇労働求職者給付金を支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一・二 (略)

三 職業安定法第二十条(第二項ただし書を除く。)の規定に該当する事業所に紹介されたとき。

四 (略)

2 日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者についての前項各号のいずれかに該当するかどうかの認定は、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つてするものとする。

3 (略)

(日雇労働求職者給付金の特例)

第五十三条 日雇労働被保険者が失業した場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、その者は、公共職業安定所長に申し出て、次条に定める日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる。

一〜三 (略)

2 (略)

(日雇労働被保険者であつた者に係る被保険者期間等の特例)

第五十六条 日雇労働被保険者が二月の各月において十八日以上同一の事業主の適用事業に雇用され、その翌月以後において離職した場合には、その二月を第十四条の規定による被保険者期間の二箇月として計算することができる。ただし、その者が第四十三条第二項又は第三項の規定の適用を受けた者である場合には、この限りでない。

2 前項の規定により同項に規定する二月を被保険者期間として計算することによつて第十四条第三項第一号に規定する受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した者について、第十七条に規定する賃金日額を算定する場合には、その二月の各月において納付された印紙保険料の額を厚生労働省令で定める率で除して得た額をそれぞれその各月に支払われた賃金額とみなす。

3 (略)

第五節 就職促進給付

(就業促進手当)

第五十六条の二 就業促進手当は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公共職業安定所長が厚生労働省令で定める基準に従つて必要があると認めたとときに、支給する。

一・二 (略)

2・5 (略)

(移転費)

第五十八条 移転費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたとときに、支給する。

2 (略)

(広域求職活動費)

第五十九条 広域求職活動費は、受給資格者等が公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合において、公共職業安定所長が厚生労働大臣の定める基準に従つて必要があると認めたとときに、支給する。

2 (略)

第五節の二 教育訓練給付

(教育訓練給付金)

第六十条の二 教育訓練給付金は、次の各号のいずれかに該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が三年以上であるときに、支給する。

一 当該教育訓練を開始した日（以下この条において「基準日」という。）に被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。次号において「一般被保険者」という。）である者

二 前号に掲げる者以外の者であつて、基準日が当該基準日の直前の一般被保険者でなくなった日から厚生労働省令で定める期間内にあるもの

2 前項の支給要件期間は、同項各号に掲げる者が基準日までの間に同一の事業主の適用事業に引き続いて被保険者（高年齢継続被保険者を除く。以下この項において同じ。）として雇用された期間（当該雇用された期間に係る被保険者となつた日前に被保険者であつたことがある者については、当該雇用された期間と当該被保険者であつた期間を通算した期間）とする。ただし、当該期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除いて算定した期間とする。

一 当該雇用された期間又は当該被保険者であつた期間に係る被保険者となつた日の直前の被保険者でなくなつた日が当該被保険者となつた日前一年の期間内にないときは、当該直前の被保険者でなくなつた日前の被保険者であつた期間

3 (略)

4 教育訓練給付金の額は、第一項各号に掲げる者が同項に規定する教育訓練の受講のために支払つた費用（厚生労働省令で定める範囲のものに限る。）の額に百分の二十以上百分の四十以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額（その額が厚生労働省令で定める額を超えるときは、その定める額）とする。

5 (略)

第六節 雇用継続給付

第一款 高年齢雇用継続給付

(高年齢雇用継続基本給付金)

第六十一条 高年齢雇用継続基本給付金は、被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款において同じ。）に対して支給対象月（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日の属する支給対象月以後の支給対象月）に支払われた賃金の額（支給対象月において非行、疾病その他の厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかつた賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定した賃金の額。以下この項、第四項及び第五項各号（次条第三項において準用する場合を含む。）並びに同条第一項において同じ。）が、当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日（当該被保険者が第一号に該当しなくなつたときは、同号に該当しなくなつた日）を受給資格に係る離職の日とみなして第十七条（第三項を除く。）の規定を適用した場合に算定されることとなる賃金日額に相当する額（以下この条において「みなし賃金日額」という。）に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つた場合に、当該支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 当該被保険者を受給資格者と、当該被保険者が六十歳に達した日又は当該支給対象月においてその日に応当する日（その日に応当する日がない月においては、その月の末日。）を第二十条第一項第一号に規定する基準日とみなして第二十二條第三項及び第四項の規定を適用した場合に算定されることとなる期間に相当する期間が、五年に満たないとき。
- 二 当該支給対象月に支払われた賃金の額が、三十五万八千八百八十円（その額が第七項の規定により変更されたときは、その変更された額。以下この款において「支給限度額」という。）以上であるとき。
- 三 この条において「支給対象月」とは、被保険者が六十歳に達した日の属する月から六十五歳に達する日の属する月までの期間内にある月（その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。）をいう。

3 3 7 (略)

(高年齢再就職給付金)

第六十一条の二 高年齢再就職給付金は、受給資格者（その受給資格に係る離職の日における第二十二條第三項の規定による

算定基礎期間が五年以上あり、かつ、当該受給資格に基づく基本手当の支給を受けたことがある者に限る。)が六十歳に達した日以後安定した職業に就くことにより被保険者となった場合において、当該被保険者に対し再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、当該基本手当の日額の算定の基礎となった賃金日額に三十を乗じて得た額の百分の七十五に相当する額を下るに至つたときに、当該再就職後の支給対象月について支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 当該職業に就いた日(次項において「就職日」という。)の前日における支給残日数が、百日未満であるとき。

二 当該再就職後の支給対象月に支払われた賃金の額が、支給限度額以上であるとき。

2 前項の「再就職後の支給対象月」とは、就職日の属する月から当該就職日の翌日から起算して二年(当該就職日の前日における支給残日数が二百日未満である同項の被保険者については、一年)を経過する日の属する月(その月が同項の被保険者が六十五歳に達する日の属する月後であるときは、六十五歳に達する日の属する月)までの期間内にある月(その月の初日から末日まで引き続いて、被保険者であり、かつ、育児休業基本給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかつた月に限る。)をいう。

3・4 (略)

第二款 育児休業給付

(育児休業基本給付金)

第六十一条の四 育児休業基本給付金は、被保険者(高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。以下この款及び次款において同じ。)が、厚生労働省令で定めるところにより、その一歳(その子が一歳に達した日後の期間について休業することが雇用の継続のために特に必要と認められる場合として厚生労働省令で定める場合に該当する場合にあつては、一歳六か月)に満たない子を養育するための休業をした場合において、当該休業を開始した日前二年間(当該休業を開始した日前二年間に疾病、負傷その他厚生労働省令で定める理由により引き続き三十日以上賃金の支払を受けることができなかつた被保険者については、当該理由により賃金の支払を受けることができなかつた日数を二年に加算した期間(その期間が四年を超えるときは、四年間))に、みなし被保険者期間が通算して十二箇月以上であつたときに、支給

単位期間について支給する。

- 2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして第十四条（第二項を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前二項の」とあるのは「第一項の」と、「前二項に」とあるのは「同項に」とする。

3 3 5 (略)

(育児休業者職場復帰給付金)

- 第六十一条の五 育児休業者職場復帰給付金は、育児休業基本給付金の支給を受けることができる被保険者が、当該支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業の期間中被保険者として雇用されていた事業主に当該休業を終了した日後引き続き六箇月以上雇用されているときに、支給する。

- 2 育児休業者職場復帰給付金の額は、前項の休業をした期間内における支給単位期間（育児休業基本給付金の支給を受けることができるものに限る。）における支給日数を合計した数に、当該支給単位期間に支給を受けることができる育児休業基本給付金に係る休業開始時賃金日額の百分の十に相当する額を乗じて得た額とする。

第三款 介護休業給付

(介護休業給付金)

第六十一条の七 (略)

- 2 前項の「みなし被保険者期間」は、同項に規定する休業を開始した日を被保険者でなくなった日とみなして第十四条（第二項を除く。）の規定を適用した場合に計算されることとなる被保険者期間に相当する期間とする。この場合における同条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「十四日」とあるのは「十一日」と、同条第三項中「前二項の」とあるのは「第一項の」と、「前二項に」とあるのは「同項に」とする。

3 3 6 (略)

第四章 雇用安定事業等

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者及び被保険者であつた者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。
一〜五

2・3 (略)

(雇用福祉事業)

第六十四条 政府は、被保険者等に関し、職業生活上の環境の整備改善、就職の援助その他これらの者の福祉の増進を図るため、雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 労働者の就職、雇入れ、配置等についての相談その他の援助を行うこと並びに当該援助のための施設を設置し、及び運営すること。

二 求職者の就職のため、資金の貸付け、身元保証その他必要な援助を行うこと。

三 労働者の職業に対する適応性その他職業の安定に関する調査、研究及び資料の整備を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、被保険者等の福祉の増進を図るために必要な事業であつて、厚生労働省令で定めるものを行うこと。

2 第六十二条第三項の規定は、前項各号に掲げる事業の全部又は一部の実施について準用する。

(事業等の利用)

第六十五条 前三条の規定による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者等以外の者に利用させることができる。

第五章 費用の負担

(国庫の負担)

第六十六条 国庫は、次に掲げる区分によつて、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。第一号において同じ。）及び雇用継続給付に要する費用の一部を負担する。

- 一 日雇労働求職者給付金以外の求職者給付については、当該求職者給付に要する費用の四分の一
 - 二 日雇労働求職者給付金については、当該日雇労働求職者給付金に要する費用の三分の一
 - 三 雇用継続給付については、当該雇用継続給付に要する費用の八分の一
- 2 前項第一号に掲げる求職者給付については、国庫は、毎会計年度において、支給した当該求職者給付の総額の四分の三に相当する額が徴収法の規定により徴収した一般保険料の額を超える場合には、同号の規定にかかわらず、当該超過額について、同号の規定による国庫の負担額を加えて国庫の負担が当該会計年度において支給した当該求職者給付の総額の三分の一に相当する額に達する額までを負担する。
 - 3 前項に規定する一般保険料の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額の合計額を減じた額とする。
 - 一 次に掲げる額の合計額（以下この条及び第六十八条第二項において「一般保険料徴収額」という。）
 - イ 徴収法の規定により徴収した徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率（その率が徴収法第十二条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。以下この条において同じ。）に应ずる部分の額（徴収法第十一条の二の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とすることとする場合には、当該一般保険料の額に徴収法第十二条第六項に規定する高年齢者免除額（徴収法第十二条第一項第一号に掲げる事業に係るものに限る。以下この号において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に应ずる部分の額から高年齢者免除額を減じた額）
 - ロ 徴収法第十二条第一項第三号に掲げる事業に係る一般保険料の額
 - 二 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額に相当する額に厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額
 - 三 一般保険料徴収額から前号に掲げる額を減じた額に千分の三・五の率（徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率（第五項及び第六十八条第二項において「三事業率」という。）を乗じて得た額
 - 4 徴収法第十二条第七項の規定により雇用保険率の変更されている場合においては、前項第三号中「千分の三・五」とある

のは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

5 日雇労働求職者給付金については、国庫は、毎会計年度において第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超える場合には、第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による国庫の負担額から当該超過額に相当する額を減じた額（その額が当該会計年度において支給した日雇労働求職者給付金の総額の四分の一に相当する額を下回る場合には、その四分の一に相当する額）を負担する。

一 次に掲げる額を合計した額

イ 徴収法の規定により徴収した印紙保険料の額

ロ イの額に相当する額に第三項第二号に掲げる厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める率を乗じて得た額から、その額に三事業率を乗じて得た額を減じた額

二 支給した日雇労働求職者給付金の総額の三分の二に相当する額

6 国庫は、前各項に規定するもののほか、毎年度、予算の範囲内において、雇用保険事業の事務の執行に要する経費を負担する。

第六十七条 第二十五条第一項の措置が決定された場合には、前条第一項第一号の規定にかかわらず、国庫は、広域延長給付を受ける者に係る求職者給付に要する費用の三分の一を負担する。この場合において、同条第二項中「支給した当該求職者給付の総額」とあるのは「支給した当該求職者給付の総額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額を控除した額」と、「一般保険料の額を超える場合には」とあるのは「一般保険料の額から広域延長給付を受ける者に係る求職者給付の総額の三分の二に相当する額を控除した額を超える場合には」と読み替えるものとする。

(保険料)

第六十八条 (略)

2 前項の保険料のうち、一般保険料徴収額からその額に三事業率を乗じて得た額を減じた額及び印紙保険料の額に相当する額の合計額は、失業等給付に要する費用に充てるものとし、一般保険料徴収額に三事業率を乗じて得た額は、雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てるものとする。

第七章 雑則

(労働政策審議会への諮問)

第七十二条 厚生労働大臣は、第二十五条第一項又は第二十七条第一項若しくは第二項の基準を政令で定めようとするとき、第十三条第一項第二号、第二十条第一項若しくは第二項、第二十二條第二項、第三十七條の三第一項第二号、第三十九條第一項第二号、第六十一条の四第一項若しくは第六十一条の七第一項の理由、第五十六條の二第一項の基準又は同項第二号の就職が困難な者を厚生労働省令で定めようとするとき、第六条第一号の二の時間数又は第十条の四第一項、第二十五条第三項、第二十六条第二項、第二十九条第二項、第三十二條第三項（第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三條第二項（第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三條第二項（第三十七條の四第五項及び第四十条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五十二条第二項（第五十五条第四項において準用する場合を含む。）の基準を定めようとするとき、その他この法律の施行に関する重要事項について決定しようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

2 (略)

(報告等)

第七十六条 (略)

2 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、受給資格者等を雇用しようとする事業主又は受給資格者等に対し職業紹介若しくは職業指導を行う職業紹介事業者等に対して、この法律の施行に関して必要な報告又は文書の提出を命ずることができる。

3・4 (略)

第八十三条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした場合

二 第七十三条の規定に違反した場合

三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

四 第七十六条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して証明書の交付を拒んだ場合
五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

第八十六条 法人（法人でない労働保険事務組合を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

2 前項の規定により法人でない労働保険事務組合を処罰する場合には、その代表者又は管理人が訴訟行為につきその労働保険事務組合を代表するほか、法人を被告人とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

（適用範囲に関する暫定措置）

第二条 次の各号に掲げる事業（国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業（事務所に限る。）を除く。）であつて、政令で定めるものは、当分の間、第五条第一項の規定にかかわらず、任意適用事業とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

2 前項に規定する事業の保険関係の成立及び消滅については、徴収法附則の定めるところによるものとし、徴収法附則第二条又は第三条の規定により雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業は、第五条第一項に規定する適用事業に含まれるものとする。

（被保険者期間に関する経過措置）

第三条 短期雇用特例被保険者が当該短期雇用特例被保険者でなくなった場合（引き続き同一事業主に被保険者として雇用される場合を除く。）における当該短期雇用特例被保険者となつた日（以下この条において「資格取得日」という。）から当該短期雇用特例被保険者でなくなつた日（以下この条において「資格喪失日」という。）の前日までの間の短期雇用特例被

保険者であつた期間についての第十四条第一項の規定の適用については、当分の間、当該短期雇用特例被保険者は、資格取得日の属する月の初日から資格喪失日の前日の属する月の末日まで引き続き短期雇用特例被保険者として雇用された後当該短期雇用特例被保険者でなくなつたものとみなす。この場合において、同項本文中「十四日」とあるのは、「十一日」とする。

(特別給付)

第七条 職業に就いた受給資格者であつて、第五十六条の二第一項第一号に該当するものが、受給資格者が職業に就くことを促進するために支給される金銭であつて厚生労働省令で定めるもの（以下この条において「特別給付」という。）の支給を受けることができる場合には、政令で定める日までの間、同一の就職については、同項の規定にかかわらず、厚生労働省令で定めるところにより、就業促進手当は、支給しない。

2 特別給付の支給を受けることができる前項の受給資格者であつて、特別給付の支給を受け、又は受けようとしたものについては、第五十六条の二第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当の支給を受け、又は受けようとしたものとみなして第三十四条、第五十六条の二第二項、第四項及び第五項、第五十七条、第六十条並びに第六十一条の二第四項の規定を適用する。この場合において、第五十六条の二第二項中「就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）」とあるのは「就業促進手当（前項第一号イに該当する者に係るものを除く。以下この項において同じ。）」又は前項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、同条第四項中「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「第一項第一号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、同条第五項中「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当」とあるのは「第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、「相当する日数分」とあるのは「相当する日数に厚生労働省令で定める数を乗じて得た日数分」と、第五十七条第一項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定特別給付受給者」と、同項第一号中「就業促進手当（前条第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この条において同じ。）」とあるのは「前条第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附

則第七条第一項に規定する特別給付」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、同条第二項中「特定就業促進手当受給者」とあるのは「特定特別給付受給者」と、「就業促進手当の支給」とあるのは「前条第一項第一号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付の支給」と、「当該就業促進手当」とあるのは「当該特別給付」と、第六十一条の二第四項中「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「就業促進手当（第五十六条の二第一項第一号ロに該当する者に係るものに限る。以下この項において同じ。）」又は就業促進手当に相当する附則第七条第一項に規定する特別給付（以下この項において「特別給付」という。）」と、「就業促進手当」とあるのは「就業促進手当又は特別給付の」とする。

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（抄）

第一章 総則

第一条 船員保険ニ於テハ被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ疾病、負傷、分娩、死亡、失業、職業ニ関スル教育訓練ノ受講、雇用ノ継続ガ困難ト為ル事由ノ発生、職務上ノ事由若ハ通勤ニ因ル障害又ハ職務上ノ事由ニ因ル行方不明ニ関シ保険給付ヲ為シ併セテ被保険者ノ被扶養者ノ疾病、負傷、分娩又ハ死亡ニ関シ保険給付ヲ為スモノトス

②前項ノ通勤トハ労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第一項第二号ノ通勤ヲ謂フ

③第一項ノ被扶養者ノ範圍ハ左ニ掲グルモノトス

一 被保険者ノ直系尊属、配偶者（届出ヲ為サザルモ事实上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ル者ヲ含ム以下之ニ同ジ）、子、孫及弟妹ニシテ主トシテ其ノ被保険者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

二 被保険者ノ三親等内ノ親族ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

三 被保険者ノ配偶者ニシテ届出ヲ為サザルモ事实上婚姻関係ト同様ノ事情ニ在ルモノノ父母及子ニシテ其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

四 前号ノ配偶者ノ死亡後ニ於ケル其ノ父母及子ニシテ引続き其ノ被保険者ト同一ノ世帯ニ属シ主トシテ其ノ者ニ依リ生計ヲ維持スルモノ

第九条ノ三 厚生労働大臣ハ保険給付ヲ行フニ必要アリト認ムルトキハ医師、歯科医師、薬剤師若ハ手当ヲ行ヒタル者又ハ之ヲ使用スル者ニ対シ其ノ行ヒタル診療、薬剤ノ支給又ハ手当ニ関シ報告若ハ診療録、帳簿書類其ノ他ノ物件ノ提示ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

②厚生労働大臣ハ必要アリト認ムルトキハ療養ノ給付又ハ入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費若ハ家族訪問看護療養費ノ支給ヲ受ケタル被保険者又ハ被保険者タリシ者ニ対シ当該保険給付ニ係ル診療、調剤又ハ第二十九条ノ四第一項ニ規定スル指定訪問看護ノ内容ニ関シ報告ヲ命ジ又ハ当該職員ヲシテ質問ヲ為サシムルコトヲ得

③前条第二項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル質問ニ付、同条第三項ノ規定ハ前二項ノ規定ニ依ル権限ニ付之ヲ準用ス

第九条ノ四 本法ニ規定スル厚生労働大臣又ハ社会保険庁長官ノ権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ地方社会保険事務局長ニ委任スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ地方社会保険事務局長ニ委任セラレタル権限ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ社会保険事務所長ニ委任スルコトヲ得

第二章 被保険者

第十七条 船員法（昭和二十二年法律第百号）第一条ニ規定スル船員（以下船員ト称ス）トシテ船舶所有者ニ使用セラルル者ハ船員保険ノ被保険者トス但シ国又ハ地方公共団体ニ使用セラルル者ニシテ恩給法ノ適用ヲ受クルモノハ此ノ限ニ在ラズ

第十九条ノ三 第十九条ノ規定ニ依リ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル者ニシテ喪失ノ日ノ前日迄継続シテ二月以上第十七条ノ規定ニ依ル被保険者タリシモノハ其ノ資格ヲ喪失シタル日ヨリ二十日以内ニ被保険者タラントスル申請ヲ為ストキハ継続シテ被保険者ト為ルコトヲ得但シ健康保険ノ被保険者（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第二項ニ規定スル日雇特例被保険者ヲ除ク以下之ニ同ジ）タル者ハ此ノ限ニ在ラズ

②前項ニ規定スル期限ヲ経過シタル申請ト雖モ社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ之ヲ受理スルコトヲ得

③第一項ノ規定ニ依ル申出ヲ為シタル者ガ初テ納付スベキ保険料ヲ其ノ納付期日迄ニ納付セザルトキハ其ノ者ハ同項ノ規定ニ依ル被保険者ト為ラザリシモノト看做ス但シ其ノ納付ノ遅延ニ付社会保険庁長官正当ノ事由アリト認ムルトキハ此ノ限ニ在

ラズ

④ 第一項ノ規定ニ依ル被保険者ニ関シテハ第二十七条ノ四並ニ第三章第二節、第三節及第七節第二款ニ規定スル保険給付ニ限リ之ヲ為スモノトス

第二十八条 被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ給付対象傷病ニ関シテハ左ニ掲グル療養ノ給付ヲ為ス

- 一 診察
- 二 薬剤又ハ治療材料ノ支給
- 三 処置、手術其ノ他ノ治療
- 四 居宅ニ於ケル療養上ノ管理及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護
- 五 病院又ハ診療所ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護
- 六 自宅以外ノ場所ニ於ケル療養ニ必要ナル宿泊及食事ノ支給

② 前項ノ給付ハ左ニ掲グル療養ニ係ル給付ヲ含マザルモノトス

- 一 食事ノ提供タル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条 第二項第四号ニ規定スル療養病床ヘノ入院及其ノ療養ニ伴フ世話其ノ他ノ看護ニシテ当該療養ヲ受クル際七十歳ニ達スル日ノ属スル月ノ翌月以後ナル被保険者又ハ被保険者タリシ者（以下特定長期入院被保険者等ト称ス）ニ係ルモノヲ除ク以下食事療養ト称ス）
- 二 左ニ掲グル療養ニシテ前項第五号ニ掲グル療養ト併セテ行フモノ（特定長期入院被保険者等ニ係ルモノニ限ル以下生活療養ト称ス）

イ 食事ノ提供タル療養

ロ 温度、照明及給水ニ関スル適切ナル療養環境ノ形成タル療養

三 評価療養（健康保険法第六十三條第二項第三号ニ規定スル評価療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

四 選定療養（健康保険法第六十三條第二項第四号ニ規定スル選定療養ヲ謂フ以下之ニ同ジ）

③ 第一項ノ給付対象傷病ハ左ノ各号ニ掲グル被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル疾病又ハ負傷ト

ス

一 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ヲ除ク）
疾病又ハ負傷

二 七十五歳未満ノ被保険者（老人保健法ノ規定ニ依ル医療ヲ受クルコトヲ得ベキ者ニ限ル）及七十五歳以上ノ被保険者
左ニ掲グル疾病又ハ負傷

イ 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

ロ 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由（職務上ノ事由以外ノ事由（通勤ヲ除ク）ヲ謂フ以下之ニ同ジ）ニ因ル疾病若ハ負傷
又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

三 被保険者タリシ者 被保険者ノ資格喪失前ニ発シタル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

④被保険者タリシ者ノ職務外ノ事由ニ因ル前項第三号ニ規定スル疾病又ハ負傷ニ関スル療養ノ給付ニ付テハ健康保険法第三条
第二項ニ規定スル日雇特例被保険者又ハ其ノ被扶養者ト為リタル場合ニ限り其ノ資格喪失後ノ期間ニ係ル療養ノ給付ヲ為ス
コトヲ得但シ船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於ケル其ノ療養補償ニ相当スル療養ノ
給付ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

⑤第一項第一号乃至第五号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グルモノノ中自己ノ選定スルモノ
ニ就キ之ヲ受クルモノトス

一 保険医療機関又ハ保険薬局

二 船員保険ノ被保険者ニ対シ診療又ハ調剤ヲ行フ病院若ハ診療所又ハ薬局ニシテ社会保険庁長官ノ指定シタルモノ

⑥第一項第六号ノ給付ヲ受ケントスル者ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ノ指定シタル施設ノ中自己ノ選定ス
ルモノニ就キ之ヲ受クルモノトス

⑦第一項第一号乃至第五号ノ給付（給付ノ中左ニ掲グル疾病又ハ負傷ニ関スルモノ及厚生労働大臣ノ定ムル療養ニ係ルモノヲ
除ク）ハ介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十八条第一項第三号ニ規定スル指定介護療養施設サービスヲ行フ同

法第八条第二十六項ニ規定スル療養病床等ニ入院中ノ者ニ対シテハ之ヲ為サズ

一 職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病

二 雇入契約存続中ノ職務外ノ事由ニ因ル疾病若ハ負傷又ハ之ニ因リ発シタル疾病（当該疾病又ハ負傷ニ付船員法第八十九条第二項ニ規定スル療養補償ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）

第三十三条ノ二 失業等給付ハ求職者等給付、教育訓練給付及雇用継続給付トス

② 求職者等給付ハ左ニ掲グルモノトス

一 失業保険金

二 技能習得手当

三 寄宿手当

四 就業促進手当

五 傷病給付金

六 高齢求職者給付金

③ 教育訓練給付ハ教育訓練給付金トス

④ 雇用継続給付ハ左ニ掲グルモノトス

一 高齢雇用継続基本給付金及高齢再就職給付金（第五十五条ニ於テ高齢雇用継続給付ト称ス）

二 育児休業基本給付金及育児休業者職場復帰給付金（第五十五条ニ於テ育児休業給付ト称ス）

三 介護休業給付金

第三十三条ノ二ノ二 求職者等給付（就業促進手当ヲ除ク）ノ支給ヲ受クル者ハ必要ニ応ジ職業ノ能力ノ開発及向上ヲ図リツ

ツ誠実且熱心ニ求職活動ヲ行フコトニ依リ職業ニ就カントセント努ムベシ

第三十三条ノ二ノ三 被保険者ガ離職（船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタルコトヲ謂フ以下本節ニ於テ之ニ同

ジ）シ労働ノ意志及能力ヲ有スルニ拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザルトキハ失業保険金ヲ支給ス

第三十三条ノ三 被保険者タリシ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日以前一年間ニ於テ其ノ者ノ第十七条ノ規定ニ依

ル被保険者タリシ期間が通算シテ六月以上ナルコトヲ要ス

②前項ニ規定スル被保険者タリシ期間ニハ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル期間ハ之ヲ算入セズ但シ第一号又ハ第二号ノ規定ニ該当スル場合ニ於テ其ノ者ガ所定ノ期間ヲ超エテ引続キ同一船舶所有者ニ使用セラルルニ至リタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

一 二月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ

二 季節的業務ニ四月以内ノ期間ヲ定ムル契約ニ基キ使用セラルルトキ

三 左ニ掲グル漁船以外ノ漁船ニ乗組ム為使用セラルルトキ但シ一年ヲ通ジ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラルベキ場合ヲ除ク

イ 汽船トロール漁業、母船式漁業、汽船捕鯨業又ハ機船底曳網漁業ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ（母船式漁業ニ従事スル漁船ニ作業員トシテ乗組ムトキ及機船底曳網漁業ニシテ東経百三十度以東ノ海面ヲ操業区域トスルモノニ従事スル漁船ニ乗組ムトキヲ除ク）

ロ 専ラ漁獵場ヨリ漁獲物又ハ其ノ化製品ヲ運搬スル業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

ハ 漁業ニ関スル試験、調査、指導、練習又ハ取締業務ニ従事スル漁船ニ乗組ムトキ

四 六十歳ニ達シタル日以後使用セラルルトキ（同一ノ船舶所有者ニ同日ノ前日ヨリ引続キ六十歳ニ達シタル日以後ノ日に於テ使用セラルルトキヲ除ク）

③第一項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ第三十三条ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル後離職シタル場合ニ於テハ第一項ノ規定ニ該当セザルトキト雖モ前ノ資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得

第三十三条ノ四 前条ノ規定ニ該当スル者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クルニハ其ノ居住地ヲ管轄スル地方運輸局（運輸監理部並厚生労働大臣ガ国土交通大臣ニ協議シテ指定スル運輸支局及地方運輸局、運輸監理部又ハ運輸支局ノ事務所ヲ含ム第三十三条ノ八ノ二ヲ除キ以下同ジ）又ハ公共職業安定所（当該地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指定スル場合ヲ含ム以下同ジ）ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

②前項ノ規定ニ依リ求職ノ申込ヲ受ケタル地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ハ其ノ必要アリト認ムルトキハ他ノ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ失業ノ認定ヲ委嘱スルコトヲ得

第三十三條ノ五 前條ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ離職後最初ニ前條ノ地方運輸局又ハ公共職業安定所ニ出頭シタル日ヨリ起算シ四週間ニ一回宛之ヲ行フモノトス但シ當該地方運輸局ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ職業ニ就クコトヲ忌避セルモノト認ムルニ足ル事實アルトキハ其ノ失業ノ認定ヲ受クベキ回数ヲ増加シ又ハ特ニ必要アリト認ムルトキハ其ノ回数ヲ減ズルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ最初ニ出頭シタル日ノ後ニ於テ失業ノ認定ヲ受クベキ日ハ當該地方運輸局ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長之ヲ定メテ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三條ノ六 失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ疾病又ハ負傷ニ因リ其ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テ其ノ期間ガ繼續シテ十五日未滿ナルトキハ當該地方運輸局ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ医師ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

②失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ前項ニ規定スル期間中ニ傷病手当金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ依ル失業ノ認定ハ其ノ傷病手当金ノ支給ヲ受クル日ニ付テハ之ヲ為サズ

第三十三條ノ七 失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ紹介ニ応ジテ求人者ニ面接スル場合ニ於テハ當該地方運輸局ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ面接スル為ニ必要ト認メラルル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ求人者ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

②失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ當該地方運輸局ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ノ指示ニ從ヒ職業ノ補導ヲ受クルトキハ當該地方運輸局ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ職業ノ補導ヲ受クル期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ職業補導所ノ長ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八 天災其ノ他避クルコトヲ得ザル事故ニ因リ失業ノ認定ヲ受ケントスル者ガ失業ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザル場合ニ於テハ當該地方運輸局ノ長又ハ當該公共職業安定所ノ長ハ其ノ期間ニ於ケル失業ノ認定ヲ行フコトヲ得但シ居住地の官公署ノ證明書ヲ提出スルコトヲ要ス

第三十三條ノ八ノ二 失業ノ認定ハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ認定ヲ受ケントスル者ガ求人者ニ面接シタルコト、地方運輸局ノ長、船員雇用促進センター、公共職業安定所其ノ他ノ職業安定機関若ハ職業紹介事業者等ヨリ職業ヲ紹介サレ又ハ職業ノ指導ヲ受ケタルコト其ノ他求職活動ヲ行ヒタルコトヲ確認シタル上之ヲ行フモノトス

第三十三條ノ八ノ三 第三十三條ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ死亡シタルニ因リ失業ノ認定ヲ受ケルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ第二十七條ノ二ニ規定スル遺族ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ地方運輸局又ハ公共職業安定所ニ於テ該死亡シタル者ニ付失業ノ認定ヲ受ケタルトキハ該死亡シタル者ヲ失業保険金ヲ受ケル権利ヲ有スル者ト看做シ同條ノ規定ヲ適用ス

第三十三條ノ九 失業保険金ハ被保険者タリシ者ノ被保険者タリシ期間ノ最後ノ月及其ノ前月ニ於ケル標準報酬日額ヲ平均シタル額（其ノ最後ノ月ノ報酬ガ法令又ハ労働協約若ハ就業規則ニ基ク昇給其ノ他之ニ準ズル報酬ノ増加ニ因リ其ノ前月ノ報酬ニ比シ多額トナリタルトキハ最後ノ月ニ於ケル標準報酬日額トス以下本條ニ於テ給付基礎日額ト称ス）ニ基キ之ヲ算定ス②前項ノ規定ニ依リ算定シタル額ヲ給付基礎日額トスルコトガ適当ナラザルト認メラルルトキハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ給付基礎日額トス

③失業保険金ノ額ハ一日ニ付雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）ニ依ル基本手当ノ日額トノ均衡ヲ考慮シ厚生労働大臣ノ定ムル失業保険金日額表ニ於ケル給付基礎日額ノ区分ニ応ジ定メラレタル金額トス

④第三十三條ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ第三十三條ノ四ノ規定ニ依リ地方運輸局又ハ公共職業安定所ニ於テ認定ヲ受ケタル失業ノ期間内自己ノ労働ニ依リ収入ヲ得ルニ至リタル場合ニ於テ其ノ収入ノ一日分ニ相当スル額ヨリ雇用保険法第十九條第一項第一号ニ規定スル控除額トノ均衡ヲ考慮シ厚生労働大臣ノ定ムル額ヲ控除シタル額ト其ノ者ニ支給スベキ失業保険金ノ日額ノ合算額ガ失業保険金ノ算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超エザルトキハ失業保険金ノ全額ヲ支給シ其ノ合算額ガ其ノ給付基礎日額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ガ失業保険金ノ日額ヲ超エザルトキニ限り失業保険金ノ日額ヨリ其ノ超過額ヲ控除シタル残額ヲ支給ス

第三十三條ノ十 失業保険金ハ本法ニ別段ノ規定アルモノヲ除クノ外左ノ各号ニ掲グル者ノ区分ニ応ジ當該各号ニ定ムル期間（當該期間内ニ妊娠、出産、育児其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引續キ三十日以上職業ニ就クコトヲ得ザル者ガ地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ長ニ其ノ旨ヲ申出タル場合ニ於テハ當該理由ニ因リ職業ニ就クコトヲ得ザル日数ヲ加ヘ

ルモノトシ其ノ加ヘラレタル期間四年ヲ超ユルトキハ四年トス）内ニ於テ第三十三条ノ十二第一項ニ規定スル所定給付日数ニ相当スル日数分ヲ限度トシテ支給ス

一 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ次号及第三号ニ該当セザルモノ 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日（以下本項、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二ニ於テ基準日ト称ス）ノ翌日より起算シ一年

二 基準日ニ於テ第三十三条ノ十二第二項第一号イニ該当スル当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者 基準日ノ翌日より起算シ一年ニ六十日ヲ加ヘタル期間

三 基準日ニ於テ第三十三条ノ十二ノ二第一項第一号イニ該当スル同条第二項ニ規定スル特定受給資格者 基準日ノ翌日より起算シ一年ニ三十日ヲ加ヘタル期間

② 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ定年（厚生労働省令ヲ以テ定ムル年齢以上ノ定年ニ限ル）ニ達シタルコト其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ該当スルモノガ当該離職後一定ノ期間第三十三条ノ四第一項ノ規定ニ依ル求職ノ申込ヲ為サザル旨ヲ厚生労働省令ヲ以テ定ムル所ニ依リ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ニ申出タルトキハ前項中「当該各号ニ定ムル期間」トアルハ「当該各号ニ定ムル期間ト次項ニ規定スル一定ノ期間（一年ヲ限度トス）ニ相当スル期間ヲ合算シタル期間（当該一定ノ期間内ニ第三十三条ノ四第一項ノ規定ニ依ル求職ノ申込ヲ為シタルトキハ当該各号ニ定ムル期間ニ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日（以下本項、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二ニ於テ基準日ト称ス）ノ翌日より当該求職ノ申込ヲ為シタル日ノ前日迄ノ期間ニ相当スル期間ヲ加算シタル期間）」ト「当該期間内」トアルハ「当該合算シタル期間内」ト同項第一号中「当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日（以下本項、第三十三条ノ十二及第三十三条ノ十二ノ二ニ於テ基準日ト称ス）」トアルハ「基準日」トス

③ 前二項ニ規定スル期間内ニ第一項ニ規定スル者再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ新ニ第三十三条ノ三第一項ノ規定ニ該当スルニ至リタル後離職シタルトキハ前二項ノ期間ハ其ノ離職ノ日ノ翌日より新ニ之ヲ起算スルモノトシ前ノ資格ニ基ク失業保険金ハ之ヲ支給セズ

第三十三条ノ十一 失業保険金ハ被保険者タリシ者ガ第三十三条ノ四ノ規定ニ依リ地方運輸局又ハ公共職業安定所ニ求職ノ申

込ヲ為シタル日ヨリ起算シ失業ノ日数（疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザリシ日数ヲ含ム）ヲ通算シ七日ニ滿タザル間ハ之ヲ支給セズ但シ失業保険金ノ支給ヲ受ケタル者ガ再ビ船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレ前条第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ再ビ離職シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三条ノ十二 失業保険金ヲ支給スベキ日数（以下所定給付日数ト称ス）ハ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

- 一 二十年以上 百五十日
- 二 十年以上二十年未満 百二十日
- 三 一年以上十年未満 九十日
- 四 一年未満 五十日

②前項ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ就職困難ナルモノニ係ル所定給付日数ハ同項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル其ノ支給ヲ受クベキ者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 基準日ニ於テ四十五歳以上六十歳未満ナル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 一年以上 三百六十日

ロ 一年未満 百十日

二 基準日ニ於テ四十五歳未満ナル者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 一年以上 三百日

ロ 一年未満 百十日

③前二項ノ算定基礎期間ハ此等ノ規定ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ基準日迄船員（第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本項ニ於テ之ニ同ジ）トシテ引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間（当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者（船員トシテ船舶所有者ニ使用セラレタル者ニ限ル）ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト當該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間）トス但シ当該期間二次ノ各

号ニ掲グル期間ガ含マルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該当スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一 当該使用セラレタル期間又ハ当該被保険者タリシ期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ガ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一年ノ期間内ニ在ラザルトキハ当該直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前ノ被保険者タリシ期間

二 当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ付テハ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日以前ノ被保険者タリシ期間

④ 一ノ被保険者タリシ期間ニ関シ被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ガ第十九条ノ二ノ規定ニ依ル被保険者ノ資格ノ取得ノ確認アリタル日ノ二年前ノ日ヨリ前ニアルトキハ当該確認アリタル日ノ二年前ノ日ニ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタルモノト看做シテ前項ノ規定ニ依ル算定ヲ行フモノトス

第三十三条ノ十二ノ二 特定受給資格者（前条第三項ニ規定スル算定基礎期間（以下本項ニ於テ算定基礎期間ト称ス）ガ一年（第二号乃至第四号ニ掲グル特定受給資格者ニ付テハ五年）以上ナル者ニ限ル）ニ係ル所定給付日数ハ同条第一項ノ規定ニ拘ラズ左ノ各号ニ掲グル其ノ特定受給資格者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数トス

一 基準日ニ於テ四十五歳以上六十歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ乃至ニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ニ定ムル日数

イ 二十年以上 三百三十日

ロ 十年以上二十年未満 二百七十日

ハ 五年以上十年未満 二百四十日

ニ 一年以上五年未満 百八十日

二 基準日ニ於テ三十五歳以上四十五歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

イ 二十年以上 二百七十日

ロ 十年以上二十年未満 二百四十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

三 基準日ニ於テ三十歳以上三十五歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ乃至ハニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ乃至ハニ定ムル日数

イ 二十年以上 二百四十日

ロ 十年以上二十年未満 二百十日

ハ 五年以上十年未満 百八十日

四 基準日ニ於テ三十歳未満ナル特定受給資格者 次ノイ又ハロニ掲グル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該イ又ハロニ定ムル日数

イ 十年以上 百八十日

ロ 五年以上十年未満 百二十日

②前項ノ特定受給資格者トハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者（前条第二項ニ規定スル者ヲ除ク）ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノヲ謂フ

一 当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者ノ事業ニ付発生シタル倒産（破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又ハ特別清算開始ノ申立其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ該当スル事態ヲ謂フ第三十三条ノ十五ノ三第二項第一号ニ於テ之ニ同ジ）又ハ当該船舶所有者ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇（自己ノ責ニ歸スベキ重大ナル事由ニ因ルモノヲ除ク第三十三条ノ十五ノ三第二項第二号ニ於テ之ニ同ジ）其ノ他ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタル者

第三十三条ノ十三 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ社会保険庁長官ノ指定スル入所ノ期間政令ヲ以テ定ムル期間以下ナル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クルトキハ其ノ期間（其ノ者ガ職業ノ補導ヲ受クル為待期ヲ為ス期間（政令ヲ以テ定ムル期間ニ限ル）ヲ含ム）ニ限り所定給付日数（当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ第三十三条ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間内ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受ケタル日数ガ所定給付日数ニ

満タザル場合ニ於テハ其ノ支給ヲ受ケタル日数トス次項及次条ニ於テ之ニ同ジ）ヲ超エテ其ノ者ニ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得

②前項ノ規定ニ依ル職業ノ補導ヲ受クル者（其ノ者ガ当該職業ノ補導ヲ受ケ終ル日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数（当該職業ノ補導ヲ受ケ終ル日ノ翌日ヨリ第四項ノ規定ノ適用非ザルモノトシタル場合ニ於ケル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日数ヲ謂フ以下本項及第四項ニ於テ之ニ同ジ）ガ政令ヲ以テ定ムル日数ニ満タザルモノニ限ル）ニシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ就職ガ相当程度ニ困難ナル者ト認メタルモノニ付テハ同項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ其ノ者ニ失業保険金ヲ支給スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ前段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヨリ支給残日数ヲ差引キタル日数ヲ限度トス

③第一項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クル者ガ第三十三条ノ十第一項及第二項ニ規定スル期間ヲ超エテ第一項ノ規定ニ依ル職業ノ補導ヲ受クルトキハ其ノ者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ此等ノ規定ニ拘ラズ当該職業ノ補導ヲ受ケ終ル日迄ノ間トス

④第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定スル期間ニ第二項前段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヨリ支給残日数ヲ差引キタル日数ヲ加ヘタル期間（同条第一項及第二項ニ規定スル期間ヲ超エテ第一項ノ規定ニ依ル職業ノ補導ヲ受クル者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終ル日ニ付同項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキモノニ付テハ同日ヨリ起算シ第二項前段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ経過シタル日迄ノ間）トス

第三十三条ノ十三ノ二 社会保険庁長官ハ失業ノ状況ガ全国的ニ著シク悪化シ政令ヲ以テ定ムル基準ニ該当スルニ至リタル場合ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ノ就職状況ニ照シ必要アリト認ムルトキハ其ノ指定スル期間内ニ限り第三項ニ規定スル期間内ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル措置ヲ決定スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ所定給付日数ヲ超エテ失業保険金ヲ支給スル日数ハ政令ヲ以テ定ムル日数ヲ限度トス

②社会保険庁長官ハ前項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シタル後ニ於テ政令ヲ以テ定ムル基準ニ照シ必要アリト認ムルトキハ同項ノ

規定ニ依リ指定シタル期間（其ノ期間ガ本項ノ規定ニ依リ延長セラレタルトキハ其ノ延長セラレタル期間）ヲ延長スルコトヲ得

③ 第一項ノ措置ニ基ク失業保険金ノ支給（以下全国延長給付ト称ス）ヲ受クル者ノ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ期間ハ第三十三條ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ニ規定スル期間ニ第一項後段ニ規定スル政令ヲ以テ定ムル日数ヲ加ヘタル期間トス

④ 社会保険庁長官ハ第一項ノ規定ニ依ル措置ヲ決定シ又ハ第二項ノ規定ニ依リ期間ヲ延長セントスルトキハ予メ国土交通大臣ニ協議スルモノトス

第三十三條ノ十三ノ三 全国延長給付ヲ受クル者ニ付テハ当該全国延長給付ガ終リタル後ニ非ザレバ職業補導延長給付（第三十三條ノ十三第一項又ハ第二項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ謂フ以下本條及第三十三條ノ十五ノ三第四項ニ於テ之ニ同ジ）ハ之ヲ為サズ

② 職業補導延長給付ヲ受クル者ニ付全国延長給付ガ為サルルトキハ当該全国延長給付ガ為サルル間ハ其ノ者ニ付職業補導延長給付ハ之ヲ為サズ

③ 前二項ニ規定スルモノノ外第一項ニ規定スル各延長給付ヲ順次受クベキ者ニ係ル当該各延長給付ノ支給ニ関シ必要ナル事項ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三條ノ十四 失業保険金ハ地方運輸局、公共職業安定所又ハ社会保険庁長官ノ指定スル地方社会保険事務局若ハ社会保険事務所ニ於テ四週間ニ一回其ノ日前ノ二十八日分（失業ノ認定ヲ受ケザリシ日分ヲ除ク）ヲ支給ス但シ社会保険庁長官ハ必要アリト認ムルトキハ失業保険金ノ支給ニ付別段ノ定ヲ為スコトヲ得

② 地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ社会保険庁長官ハ被保険者タリシ者ニ付失業保険金ヲ支給スベキ日ヲ定メ之ヲ其ノ者ニ通知スベシ

第三十三條ノ十五 失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ従ヒ第三十三條ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クルトキハ其ノ期間其ノ者ニ対シ技能習得手当トシテ技能習得ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

②失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ノ指示ニ從ヒ第三十三條ノ十三第一項ニ規定スル職業補導所ニ入所シ職業ノ補導ヲ受クル為其ノ者ト同一ノ世帯ニ属シ且其ノ者ガ被保險者ナリセバ第一條第二項ニ掲グル被扶養者タルベキ者ト別居シテ寄宿シタルトキハ其ノ期間其ノ者ニ對シ寄宿手当トシテ其ノ寄宿ニ要スル費用ヲ支給スルコトヲ得

③技能習得手当及寄宿手当ノ支給ニ關シ必要ナル事項ハ社会保険庁長官之ヲ定ム

第三十三條ノ十五ノ二 就業促進手当ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノノ中其ノ職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル失業保険金ノ支給残日数（当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三條ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間（次條第一項ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間以下本條ニ於テ之ニ同ジ）ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナル日数ヲ謂フ以下本條及次條ニ於テ之ニ同ジ）ガ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク所定給付日数ノ三分ノ一以上ニシテ且四十五日（第三十三條ノ十二第三項ニ規定スル算定基礎期間ガ一年未滿ナル者ニ在リテハ二十五日）以上ナル者ニ對シテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル基準ニ從ヒ必要アリト認ムルトキニ之ヲ支給ス

一 職業ニ就キタル者ニシテ次号ニ該当セザルモノナルコト

二 厚生労働省令ヲ以テ定ムル安定シタル職業ニ就キタル者ナルコト

②失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項第二号ニ規定スル安定シタル職業ニ就キタル日前厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ノ就職ニ付就業促進手当（同号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ

③就業促進手当ノ額ハ左ノ各号ニ掲グル者ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル額トス

一 第一項第一号ニ該当スル者 現ニ職業ニ就ケル日（当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ヨリ当該就業促進手当ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三條ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナル日ガ在ルトキニ限ル）ニ付第三十三條ノ九第三項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ日額（其ノ額ガ雇用保険法第五十六條ノ二第三項第一号ニ規定スル基本手当日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額

ヲ超ユルトキハ当該上限額以下本条ニ於テ失業保険金日額ト称ス）二十分ノ三ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）

二 第一項第二号ニ該当スル者 失業保険金日額ニ支給残日数ニ相当スル日数（其ノ日数ガ四十五日ニ滿タザルトキハ四十五日）二十分ノ三ヲ乗ジテ得タル額ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ニ五円未満ノ端数アルトキハ之ヲ切捨テ五円以上十円未満ノ端数アルトキハ之ヲ十円ニ切上グルモノトス）

④ 第一項第一号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ支給アリタル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

⑤ 第一項第二号ニ該当スル者ニ係ル就業促進手当ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ当該就業促進手当ノ額ヲ失業保険金日額ヲ以テ除シテ得タル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

第三十三条ノ十五ノ三 特定就業促進手当受給者ニ付第一号ニ掲グル期間ガ第二号ニ掲グル期間ヲ超ユルトキハ当該特定就業促進手当受給者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ拘ラズ此等ノ規定ニ依ル期間ニ当該超ユル期間ヲ加ヘタル期間トス

一 就業促進手当（前条第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ニ係ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル離職ノ日ノ翌日ヨリ再離職（当該就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル後ノ最初ノ離職（雇用保険法第四条第二項ニ規定スル離職ヲ含ミ新ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ取得シタル場合ニ於ケル当該資格ニ係ル離職ヲ除ク）ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ）ノ日迄ノ期間ニ次ノイ及ロニ掲グル日数ヲ加ヘタル期間

イ 二十日以下ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル日数

ロ 当該就業促進手当ニ係ル職業ニ就キタル日ノ前日ニ於ケル支給残日数ヨリ前条第五項ノ規定ニ依リ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做サレタル日数ヲ差引キタル日数

二 当該職業ニ就クコトナカリシモノトシタル場合ニ於ケル当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間

② 前項ノ特定就業促進手当受給者トハ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタル者ニシテ再離職ノ日ガ当該就業促進手当ニ係ル失業保険

金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間内ニ在リ且左ノ各号ノ一二該当スルモノヲ謂フ

一 再離職ガ其ノ者ヲ使用シタル船舶所有者若ハ事業主ノ事業ニ付發生シタル倒産又ハ当該船舶所有者若ハ事業主ノ事業ノ縮小若ハ廃止ニ伴フモノナル者トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノ

二 前号ニ定ムルモノノ外解雇其ノ他ノ厚生労働省令ヲ以テ定ムル事由ニ因リ離職シタル者

③第一項ノ規定ニ該当スル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ニ付テハ第三十三条ノ十三第一項中「第三十三条ノ十第一項及第二項」トアルハ「第三十三条ノ十五ノ三第一項」トス

④第一項ノ規定ニ該当スル者ガ全国延長給付又ハ職業補導延長給付ヲ受クル場合ノ其ノ者ノ失業保険金ヲ受クベキ期間ノ調整ニ関シ必要ナル事項ハ厚生労働省令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十三条ノ十六 第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ地方運輸局又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル後ニ於テ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ継続シテ十五日以上ト為リタル場合ニ於テハ政府ハ第三十三条ノ十第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間（第三十三条ノ十五ノ三第一項ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間トシ第十二条ノ三第三項ノ規定ニ該当スル者ニ付テハ同項ノ規定ニ依ル期間トス以下之ニ同ジ）内其ノ職業ニ就クコトヲ得ザル日ニ付傷病給付金トシテ失業保険金ノ額ニ相当スル金額ヲ支給スルコトヲ得

②傷病給付金ヲ受クルニハ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ規定ニ該当スル旨ノ地方運輸局又ハ公共職業安定所ノ長ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

③傷病給付金ハ所定給付日数ヨリ既ニ失業保険金ヲ支給セル日数ヲ差引キタル日数ヲ超エテ支給セズ

④傷病給付金ノ支給アリタルトキハ本節ノ規定ノ適用ニ付テハ傷病給付金ヲ支給セル日数ニ相当スル日数分ノ失業保険金ノ支給アリタルモノト看做ス

⑤傷病給付金ハ地方運輸局、公共職業安定所又ハ社会保険庁長官ノ指定スル地方社会保険事務局若ハ社会保険事務所ニ於テ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後最初ニ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日（当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル事情止ミタル後ニ於テ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ日ナキ場合ニ於テハ地方運輸局若ハ公共職業安定所

ノ長又ハ社会保険庁長官ノ定ムル日）ニ支給ス但シ疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間ガ引続キ一月ヲ超ユルニ至リタル者ニ付テハ当該疾病又ハ負傷ノ為職業ニ就クコトヲ得ザル期間中ニ於テ地方運輸局若ハ公共職業安定所ノ長又ハ社会保険庁長官ノ定ムル日ニ支給スルコトヲ得

⑥傷病手当金ノ支給ヲ為スベキ場合ニ於テハ其ノ期間傷病給付金ハ之ヲ支給セズ他ノ法令（法令ノ規定ニ基ク条例又ハ規約ヲ含ム）ニ依リ為サルル傷病手当金其ノ他之ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノノ支給ヲ受クル場合ニ於テ亦同ジ

⑦第三十三条ノ八ノ三ノ規定ハ第三十三条ノ三ノ規定ニ該当スル者ガ死亡シタルニ因リ第二項ノ認定ヲ受クルコトヲ得ザリシ場合ニ付第三十三条ノ十一ノ規定ハ傷病給付金ニ付之ヲ準用ス

第三十三条ノ十六ノ二 被保険者ニシテ同一ノ船舶所有者ニ六十歳ニ達シタル日ノ前日ヨリ引続キ六十歳ニ達シタル日以後ノ日ニ於テ使用セラルルモノガ離職シ労働ノ意志及能力ヲ有スルニ拘ラズ職業ニ就クコトヲ得ザル場合ニ於テ第三十三条ノ三第一項ノ規定ニ依ル失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スルトキハ失業保険金ノ支給ニ代ヘテ高齡求職者給付金ヲ支給ス

②高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クルニハ離職ノ日ノ翌日ヨリ起算シ一年ヲ経過スル日迄ニ其ノ居住地ヲ管轄スル地方運輸局又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル上失業ノ認定ヲ受クルコトヲ要ス

③高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ前項ニ規定スル期間内ニ高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クルコトナク職業ニ就キタル後離職シタル場合ニ於テ当該期間内ニ地方運輸局又ハ公共職業安定所ニ出頭シ求職ノ申込ヲ為シタル上同項ノ認定ヲ受ケタルトキハ其ノ者ニ当該高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ基ク高齡求職者給付金ヲ支給スルコトヲ得

④第三十三条ノ八ノ三及第三十三条ノ十一本文ノ規定ハ高齡求職者給付金ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ此等ノ規定中「失業保険金」トアルハ「高齡求職者給付金」トス

第三十三条ノ十六ノ三 高齡求職者給付金ノ額ハ高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ失業保険金ノ支給ヲ受クベキモノナリセバ受クルコトトナル失業保険金ノ日額ニ次ノ各号ニ掲グル高齡求職者給付金ノ支給ヲ受クベキ者ニ係ル算定基礎期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数（前条第二項ノ認定アリタル日ヨリ同項ニ規定スル期間ノ最後ノ日迄ノ日数ガ当該各号ニ定ムル日数ニ満たザル場合ニハ当該認定アリタル日ヨリ当該最後ノ日迄ノ日数ニ相当スル日数）ヲ乗ジテ得タル額トス

一 一年以上 五十日

二 一年未滿 三十日

②前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ算定シタル失業保険金ノ日額ガ雇用保険法第十七条第四項第二号ニ定ムル額（其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額）ヲ賃金日額トシテ同法第十六条ノ規定ヲ適用シタル場合ニ於テ算定セラルルコトトナル同条第一項ノ基本手当ノ日額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額ヲ失業保険金ノ日額トス

③第一項ノ算定基礎期間ハ第三十三条ノ十二第三項及第四項ノ規定ノ例ニ依リ算定シタル期間ニ相当スル期間トス此ノ場合ニ於テ同条第三項ニ規定スル基準日迄引続キ同一ノ船舶所有者ニ使用セラレタル期間中六十歳ニ達シタル日以後ノ期間ニ付テハ当該期間ニ十分ノ十ヲ限度トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル期間ヲ以テ当該期間トス

第三十三条ノ十六ノ四 教育訓練給付金ハ左ノ各号ノ一ニ該当スル者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ雇用ノ安定及就職ノ促進ヲ図ル為必要ナル職業ニ関スル教育訓練トシテ社会保険庁長官ノ指定スル教育訓練ヲ受ケ当該教育訓練ヲ修了シタル場合ニ於テ支給要件期間ガ三年以上ナルトキニ之ヲ支給ス

一 当該教育訓練ヲ開始シタル日（以下本条ニ於テ基準日ト称ス）ニ被保険者（第十九条ノ三第一項ノ規定ニ依ル被保険者及第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル船員ヲ除ク以下本条ニ於テ之ニ同ジ）タル者

二 前号ニ掲グル者以外ノ者ニシテ基準日ガ当該基準日ノ直前ノ被保険者ニ該当セザルニ至リタル日ヨリ厚生労働省令ヲ以テ定ムル期間内ニ在ルモノ

②前項ノ支給要件期間ハ同項各号ニ掲グル者ガ基準日迄ノ間ニ同一ノ船舶所有者ニ引続キ被保険者トシテ使用セラレタル期間（当該使用セラレタル期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前ニ被保険者タリシコトアル者ニ付テハ当該使用セラレタル期間ト当該被保険者タリシ期間ヲ通算シタル期間）トス但シ当該期間ニ左ノ各号ニ掲グル期間ガ含まルルトキハ当該各号ニ掲グル期間ニ該当スル全テノ期間ヲ除キテ算定シタル期間トス

一 当該使用セラレタル期間又ハ当該被保険者タリシ期間ニ係ル被保険者ノ資格ヲ取得シタル日ノ直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ガ当該被保険者ノ資格ヲ取得シタル日前一年ノ期間内ニ在ラザルトキハ当該直前ノ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日前ノ被保険者タリシ期間

- 二 当該基準日前ニ教育訓練給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアルトキハ当該給付金ニ係ル基準日前ノ被保険者タリシ期間
- ③第三十三条ノ第十二第四項ノ規定ハ前項ノ支給要件期間ノ算定ニ付之ヲ準用ス
- ④教育訓練給付金ノ額ハ第一項各号ニ掲グル者ガ同項ニ規定スル教育訓練ノ受講ノ為支払ヒタル費用（厚生労働省令ヲ以テ定ムル範囲内ノモノニ限ル）ノ額ニ百分ノ二十乃至百分ノ四十ノ範囲内ニ於テ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額（其ノ額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超ユルトキハ当該厚生労働省令ヲ以テ定ムル額）トス
- ⑤第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ教育訓練給付金ノ額トシテ算定セラレタル額ガ厚生労働省令ヲ以テ定ムル額ヲ超エザルトキハ教育訓練給付金ハ之ヲ支給セズ
- 第三十四条 高齢雇用継続基本給付金ハ被保険者（第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スル場合ニ於ケル船員ヲ除ク以下本節ニ於テ之ニ同ジ）ノ支給対象月（当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日ノ属スル支給対象月以後ノ支給対象月）ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ対象月報酬ノ額ト称ス）ガ当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日（当該被保険者ガ第一号ニ該当セザルニ至リタルトキハ同号ニ該当セザルニ至リタル日）ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セララルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額（以下本条ニ於テ看做給付基礎日額ト称ス）ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタル場合ニ当該支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 一 当該被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日又ハ当該支給対象月ニ於テ其ノ日ニ応当スル日（其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日）ヲ第三十三条ノ十第一項第一号ニ規定スル基準日ト看做シテ第三十三条ノ十二第三項及第四項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セララルコトトナル期間ニ相当スル期間ガ五年ニ滿タザルトキ
- 二 当該対象月報酬月額ガ雇用保険法第六十一条第一項第二号ニ規定スル支給限度額トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル額（以下本条及次条ニ於テ支給限度額ト称ス）以上ナルトキ
- ②本条ニ於テ支給対象月トハ被保険者ガ五十五歳ニ達シタル日ノ属スル月ヨリ六十歳ニ達スル日ノ属スル月迄ノ期間内ニ在ル月（其ノ月ノ初日ヨリ末日迄引続キ被保険者ニシテ且育児休業基本給付金又ハ介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ休業ヲ為サ

ザリシ月ニ限ル）ヲ謂フ

③ 第一項ノ対象月報酬月額ハ当該被保険者ノ当該支給対象月ニ於ケル標準報酬月額トス但シ之ニ依ルコトガ適當ナラザルト認メラルトキハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ対象月報酬月額トス

④ 第一項ノ規定ニ依リ算定シタル看做給付基礎日額ヲ用ヒテ同項ノ規定ヲ適用スルコトガ適當ナラザルト認メラルトキハ厚生労働大臣ノ定ムル所ニ依リ算定シタル額ヲ看做給付基礎日額トス

⑤ 高齢雇用継続基本給付金ノ額ハ一支給対象月ニ付左ノ各号ニ掲グル区分ニ応ジ当該対象月報酬月額ニ当該各号ニ定ムル率ヲ乗ジテ得タル額トス但シ其ノ額ニ当該対象月報酬月額ヲ加ヘテ得タル額ガ支給限度額ヲ超ユルトキハ支給限度額ヨリ当該対象月報酬月額ヲ減ジテ得タル額トス

一 当該対象月報酬月額ガ看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ六十一ニ相当スル額未滿ナルトキ 百分ノ十五

二 前号ニ該当セザルトキ 看做給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ニ対スル当該対象月報酬月額ノ割合ガ逓増スル程度ニ応ジ百分ノ十五ヨリ一定ノ割合ニテ逓減スベク厚生労働省令ヲ以テ定ムル率

⑥ 第一項及前項ノ規定ニ拘ラズ同項ノ規定ニ依リ支給対象月ニ於ケル高齢雇用継続基本給付金ノ額トシテ算定セラレタル額ガ雇用保険法第十七条第四項第一号ニ定ムル額（其ノ額ガ同法第十八条ノ規定ニ依リ変更セラレタルトキハ其ノ変更セラレタル額）トノ均衡ヲ考慮シテ厚生労働大臣ノ定ムル額ノ百分ノ八十二相当スル額ヲ超エザルトキハ当該支給対象月ニ付テハ高齢雇用継続基本給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十五条 高齢再就職給付金ハ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ヲ有スル者（当該資格ニ係ル離職ノ日ニ於ケル第三十三条ノ十二第三項ノ規定ニ依ル算定基礎期間ガ五年以上ニシテ且当該資格ニ基ク失業保険金ノ支給ヲ受ケタルコトアル者ニ限ル）ガ五十五歳ニ達シタル日以後安定シタル職業ニ就キタルコトニ依リ被保険者ト為リタル場合ニ於テ当該被保険者ノ再就職後ノ支給対象月ニ於ケル報酬ノ額（以下本条ニ於テ再就職後ノ対象月報酬月額ト称ス）ガ当該失業保険金ノ日額ノ算定ノ基礎ト為リタル給付基礎日額ニ三十ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ七十五ニ相当スル額ヲ下ルニ至リタルトキニ当該再就職後ノ支給対象月ニ付之ヲ支給ス但シ左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 当該職業ニ就キタル日（次項ニ於テ就職日ト称ス）ノ前日ニ於ケル支給残日数（当該職業ニ就クコトナカリセバ同日ノ翌日ヨリ当該失業保険金ノ支給ヲ受クベキ資格ニ係ル第三十三条ノ第一項及第二項ノ規定ニ依ル期間ノ最後ノ日迄ノ間ニ失業保険金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルコトナル日数ヲ謂フ次項ニ於テ之ニ同ジ）ガ百日未満ナルトキ
- 二 当該再就職後ノ対象月報酬月額ガ支給限度額以上ナルトキ
- ②前項ノ再就職後ノ支給対象月トハ就職日ノ属スル月ヨリ当該就職日ノ翌日ヨリ起算シテ二年（当該就職日ノ前日ニ於ケル支給残日数ガ二百日未満ナル同項ノ被保険者ニ付テハ一年）ヲ経過スル日ノ属スル月（其ノ月ガ同項ノ被保険者ガ六十歳ニ達スル日ノ属スル月以後ナルトキハ六十歳ニ達スル日ノ属スル月）迄ノ期間内ニ在ル月（其ノ月ノ初日ヨリ末日迄引続キ被保険者ニシテ且育児休業基本給付金又ハ介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ休業ヲ為サザリシ月ニ限ル）ヲ謂フ
- ③前条第三項ノ規定ハ再就職後ノ対象月報酬月額ニ付、同条第四項ノ規定ハ第一項ノ給付基礎日額ニ付、同条第五項及第六項ノ規定ハ高齢再就職給付金ノ額ニ付之ヲ準用ス此ノ場合ニ於テ同条第三項中「支給対象月」トアルハ「再就職後ノ支給対象月（次条第二項ニ規定スル再就職後ノ支給対象月ヲ謂フ次条第三項ニ於テ準用スル第五項及第六項ニ於テ亦同ジ）」ト、同条第三項及第四項中「第一項」トアルハ「次条第一項」ト、同条第五項中「対象月報酬月額」トアルハ「再就職後ノ対象月報酬月額」ト、「看做給付基礎日額」トアルハ「次条第一項ノ給付基礎日額」ト、同条第五項及第六項中「支給対象月」トアルハ「再就職後ノ支給対象月」ト、同条第六項中「第一項」トアルハ「次条第一項」トス
- ④高齢再就職給付金ノ支給ヲ受クベキ者ガ同一ノ就職ニ付就業促進手当（第三十三条ノ十五ノ二第一項第二号ニ該当スル者ニ係ルモノニ限ル以下本項ニ於テ之ニ同ジ）ノ支給ヲ受クルコトヲ得ベキ場合ニ於テ其ノ者ガ就業促進手当ノ支給ヲ受ケタルトキハ高齢再就職給付金ハ之ヲ支給セズ高齢再就職給付金ノ支給ヲ受ケタルトキハ就業促進手当ハ之ヲ支給セズ
- 第三十六条 育児休業基本給付金ハ被保険者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ其ノ一歳（其ノ子ガ一歳ニ達シタル日後ノ期間ニ付休業スルコトガ雇用ノ継続ノ為ニ必要ト認メラルル場合トシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル場合ニ該当スル場合ニ在リテハ一歳六箇月）ニ満たザル子ヲ養育スル為ノ休業ヲ為シタル場合ニ於テ当該休業ヲ開始シタル日前二年間（当該休業ヲ開始シタル日前二年間ニ疾病、負傷其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ依リ引続キ三十日以上報酬ヲ受ケザリシ被保険者ニ付テハ当該理由ニ依リ報酬ヲ受ケザリシ日数ヲ二年ニ加算シタル期間（其ノ期間ガ四年ヲ超ユルトキハ四年間））ニ看

做被保険者期間が通算シテ十二月以上ナリシトキニ支給単位期間ニ付之ヲ支給ス

②前項ノ看做被保険者期間ハ同項ニ規定スル休業ヲ開始シタル日ヲ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ト看做シテ第三十三条ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ計算セラルルコトトナル被保険者タリシ期間ニ相当スル期間トス

③本条及次条第二項ニ於テ支給単位期間トハ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル期間ヲ当該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始日ニ於テ(各月ニ於テ当該休業ヲ開始シタル日ニ応当シ且当該休業ヲ為シタル期間内ニ在ル日(其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日)ヲ謂フ以下本項及次項第二号ニ於テ之ニ同ジ)ヨリ各翌月ノ休業開始日ノ前日(当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル月ニ於テハ当該休業ヲ終了シタル日)迄ノ各期間ニ区分シタル場合ニ於ケル当該区分ニ依ル一ノ期間ヲ謂フ

④育児休業基本給付金ノ額ハ一支給単位期間ニ付育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クベキ被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト、当該被保険者が当該育児休業基本給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ開始シタル日ノ前日ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額(其ノ額ガ下限額ニ滿タザルトキハ当該下限額トシ其ノ額ガ上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額トス以下本条及次条ニ於テ休業開始時給付基礎日額ト称ス)ニ左ノ各号ニ掲グル支給単位期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数(第六項及次条第二項ニ於テ支給日数ト称ス)ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ三十二相当スル額トス

一 次号ニ掲グル支給単位期間以外ノ支給単位期間 三十日

二 当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル支給単位期間 当該支給単位期間ニ於ケル当該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始日ヨリ当該休業ヲ終了シタル日迄ノ日数

⑤前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号ニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ、前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム

⑥第四項ノ規定ニ拘ラズ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル被保険者ニ当該被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヨリ支給単位期間ニ報酬ガ支払ハレタル場合ニ於テ当該報酬ノ額ニ当該支給単位期間ニ於ケル育児休業基本給付金ノ額ヲ加ヘテ得タル額ガ休業開始時給付基礎日額ニ支給日数ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ休業開始時給付基礎日額ニ支給日数ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額ヨリ当該報酬ノ額ヲ減ジテ得タル額ヲ当該支給単位期間ニ於ケル育児休業

基本給付金ノ額トス此ノ場合ニ於テ当該報酬ノ額ガ休業開始時給付基礎日額ニ支給日数ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該報酬ガ支払ハレタル支給単位期間ニ付テハ育児休業基本給付金ハ之ヲ支給セズ

第三十七条 育児休業者職場復帰給付金ハ育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ル被保険者ガ当該支給ヲ受クルコトヲ得ル育児休業基本給付金ニ係ル休業ノ期間中被保険者トシテ使用セラレタル船舶所有者ニ当該休業ヲ終了シタル日後引続き六月以上使用セラルトキニ之ヲ支給ス

② 育児休業者職場復帰給付金ノ額ハ前項ノ休業ヲ為シタル期間内ニ於ケル支給単位期間（育児休業基本給付金ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ限ル）ニ於ケル支給日数ヲ合計シタル数ニ当該支給単位期間ニ支給ヲ受クルコトヲ得ル育児休業基本給付金ニ係ル休業開始時給付基礎日額ノ百分ノ十二相当スル額ヲ乗ジテ得タル額トス

第三十八条 介護休業給付金ハ被保険者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ対象家族（当該被保険者ノ配偶者、父母及子（此等ニ準ズル者ニシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムルモノヲ含ム）並ニ配偶者ノ父母ヲ謂フ以下本条ニ於テ之ニ同ジ）ヲ介護スル為ノ休業ヲ為シタル場合ニ於テ当該休業ヲ開始シタル日前二年間（当該休業ヲ開始シタル日前二年間ニ疾病、負傷其ノ他厚生労働省令ヲ以テ定ムル理由ニ因リ引続き三十日以上報酬ヲ受ケザリシ被保険者ニ付テハ当該理由ニ因リ報酬ヲ受ケザリシ日数ヲ二年ニ加算シタル期間（其ノ期間ガ四年ヲ超ユルトキハ四年間））ニ看做被保険者期間ガ通算シテ十二月以上ナリシトキニ支給単位期間ニ付之ヲ支給ス

② 前項ノ看做被保険者期間ハ同項ニ規定スル休業ヲ開始シタル日ヲ被保険者ノ資格ヲ喪失シタル日ト看做シテ第三十三条ノ三ノ規定ヲ適用シタル場合ニ計算セラルコトトナル被保険者タリシ期間ニ相当スル期間トス

③ 本条ニ於テ支給単位期間トハ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル期間（当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ三月ヲ経過スル日迄ノ期間ニ限ル）ヲ当該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始当日（各月ニ於テ当該休業ヲ開始シタル日ニ応当シ且当該休業ヲ為シタル期間内ニ在ル日（其ノ日ニ応当スル日ナキ月ニ於テハ其ノ月ノ末日）ヲ謂フ以下本項及次項第二号ニ於テ之ニ同ジ）ヨリ各翌月ノ休業開始当日ノ前日（当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル月ニ於テハ当該休業ヲ終了シタル日）迄ノ各期間ニ区分シタル場合ニ於ケル当該区分ニ依ル一ノ期間ヲ謂フ

- ④介護休業給付金ノ額ハ一支給単位期間ニ付介護休業給付金ノ支給ヲ受クベキ被保険者ヲ失業保険金ノ支給ヲ受クベキ者ト当該被保険者ガ当該介護休業給付金ノ支給ニ係ル休業ヲ開始シタル日ノ前日ヲ離職ノ日ト看做シテ第三十三条ノ九第一項ノ規定ヲ適用シタル場合ニ算定セラルルコトトナル給付基礎日額ニ相当スル額（其ノ額ガ下限額ニ滿タザルトキハ当該下限額トシ其ノ額ガ上限額ヲ超ユルトキハ当該上限額トス第六項ニ於テ休業開始時給付基礎日額ト称ス）ニ左ノ各号ニ掲グル支給單位期間ノ区分ニ応ジ当該各号ニ定ムル日数（第六項ニ於テ支給日数ト称ス）ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ四十二相当スル額トス
- 一 次号ニ掲グル支給單位期間以外ノ支給單位期間 三十日
 - 二 当該休業ヲ終了シタル日ノ属スル支給單位期間 当該支給單位期間ニ於ケル当該休業ヲ開始シタル日又ハ休業開始應当日ヨリ当該休業ヲ終了シタル日迄ノ日数
- ⑤前項ノ下限額ハ雇用保険法第十七条第四項第一号ニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ、前項ノ上限額ハ同条第四項第二号ハニ定ムル額トノ均衡ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム
- ⑥第四項ノ規定ニ拘ラズ第一項ニ規定スル休業ヲ為シタル被保険者ニ当該被保険者ヲ使用スル船舶所有者ヨリ支給單位期間ニ報酬ガ支払ハレタル場合ニ於テ当該報酬ノ額ニ当該支給單位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額ヲ加ヘテ得タル額ガ休業開始時給付基礎日額ニ支給日数ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ休業開始時給付基礎日額ニ支給日数ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額ヨリ当該報酬ノ額ヲ減ジテ得タル額ヲ当該支給單位期間ニ於ケル介護休業給付金ノ額トス此ノ場合ニ於テ当該報酬ノ額ガ休業開始時給付基礎日額ニ支給日数ヲ乗ジテ得タル額ノ百分ノ八十二相当スル額以上ナルトキハ同項ノ規定ニ拘ラズ当該報酬ガ支払ハレタル支給單位期間ニ付テハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ
- ⑦第一項ノ規定ニ拘ラズ被保険者ガ対象家族ヲ介護スル為ノ休業ニ付本条ノ定ムル所ニ依リ介護休業給付金ノ支給ヲ受ケタルコトアル場合ニシテ当該休業ヲ開始シタル日ヨリ起算シテ九十三日ヲ経過スル日後ニ於テ当該被保険者ガ左ノ各号ノ一二該当スル休業ヲ為シタルトキハ介護休業給付金ハ之ヲ支給セズ
- 一 当該休業ヲ開始シタル日ヨリ引続キ要介護状態ニ在ル当該対象家族ヲ介護スル為ノ休業
 - 二 当該対象家族ニ付当該被保険者ガ為シタル休業（対象家族ヲ介護スル為ノ休業ヲ謂フ以下本号ニ於テ之ニ同ジ）毎二休

業ヲ開始シタル日ヨリ休業ヲ終了シタル日迄ノ日数ヲ合算シテ得タル日数ガ九十三日ニ達シタル日後ノ休業

第四章 費用ノ負担

第五十八条 国庫ハ求職者等給付（就業促進手当及高齢求職者給付金ヲ除ク次項ニ於テ同ジ）ノ支給ニ要スル費用ノ四分ノ一及雇用継続給付ノ支給ニ要スル費用ノ八分ノ一ヲ負担ス

② 国庫ハ毎会計年度ニ於テ支給シタル求職者等給付ノ総額ノ四分ノ三ニ相当スル額ガ徴収シタル保険料ノ総額ノ中求職者等給付ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ヲ超ユル場合ニハ当該超過額ニ付求職者等給付ノ給付ニ係ル前項ノ規定ニ依ル国庫ノ負担額ヲ加ヘ国庫ノ負担ガ当該会計年度ニ於テ支給シタル求職者等給付ノ総額ノ三分ノ一二相当スル額ニ達スル額迄ヲ負担スルモノトシ徴収シタル保険料ノ総額ノ中求職者等給付ノ支給ニ要スル費用ニ充テラルベキ額ノ計算方法ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム

③ 国庫ハ前二項ニ規定スル費用ノ外政令ノ定ムル所ニ依リ職務上ノ事由又ハ通勤ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ノ内政令ノ定ムルモノニ付療養ノ給付、保険外併用療養費ニ係ル療養又ハ訪問看護療養費ニ係ル療養ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三年ヲ経過スルモ治癒セザル場合ニ於ケル療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費及傷病手当金ニ要スル費用並ニ障害年金（政令ヲ以テ定ムル障害等級ニ該当スルモノニ限ル）ニ要スル費用ニシテ船員法第九十二条ニ規定スル障害手当ニ相当スルモノヲ超ユルモノニ要スル費用ノ一部ヲ負担ス

④ 国庫ハ前三項ニ規定スル費用ノ外毎年度予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ事務（老人保健法ノ規定ニ依ル拠出金（以下老人保健拠出金ト称ス）及国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）ノ規定ニ依ル拠出金（以下退職者給付拠出金ト称ス）並ニ介護保険法ノ規定ニ依ル納付金（以下介護納付金ト称ス）ノ納付ニ関スル事務ヲ含ム）ノ執行ニ要スル費用ヲ負担ス

第五十八条ノ二 国庫ハ前条ニ規定スル費用ノ外予算ノ範囲内ニ於テ船員保険事業ノ執行ニ要スル費用（船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用ヲ除ク）ノ一部ヲ補助ス

第五十九条 政府ハ船員保険事業ニ要スル費用（老人保健拠出金及退職者給付拠出金並ニ介護納付金ノ納付ニ要スル費用ヲ含ム）ニ充ツル為保険料ヲ徴収ス

- ② 保険料額ハ第二十二條第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ計算シタル被保險者タリシ期間ノ各月ニ付左ノ各号ノ区分ニ從ヒ当該各号ニ規定スル額トス
- 一 介護保險法第九條第二号ニ規定スル被保險者（以下介護保險第二号被保險者ト称ス）タル被保險者 一般保險料額（各被保險者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々一般保險料率ヲ乘ジテ得タル額以下之ニ同ジ）ト介護保險料額（各被保險者ノ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保險料率ヲ乘ジテ得タル額）トノ合算額
 - 二 介護保險第二号被保險者タル被保險者以外ノ被保險者 一般保險料額
- ③ 前項第一号ノ規定ニ拘ラズ介護保險第二号被保險者タル被保險者ガ介護保險第二号被保險者ニ該当セザルニ至リタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料額ハ一般保險料額トス但シ其ノ月ニ於テ再ビ介護保險第二号被保險者ト為リタル場合其ノ他政令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- ④ 第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ニ係ル保險料ハ其ノ被保險者タリシ月ニ付前二項ノ例ニ依リ之ヲ算定ス但シ前月ヨリ引續キ同條ノ規定ニ依ル被保險者タル者ガ其ノ資格ヲ喪失シタル場合ニ於テハ其ノ月分ノ保險料ハ之ヲ算定セズ
- ⑤ 一般保險料率ハ当分ノ間左ノ通りトス
- 一 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ニ該當セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ千分ノ百十七ニ災害保險料率ヲ加ヘタル率（第五十九條ノ三ノ規定ニ依ル特別失業保險料率ノ適用アル船舶所有者ニ使用セラルル被保險者ニ付テハ其ノ率ニ特別失業保險料率ヲ更ニ加ヘタル率）
 - 二 第十七條ノ規定ニ依ル被保險者ニシテ第三十三條ノ三第二項各号ノ一二該當スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ千分ノ九十九ニ災害保險料率ヲ加ヘタル率
 - 三 第十九條ノ三ノ規定ニ依ル被保險者ニ付テハ千分ノ百五
- ⑥ 社会保險庁長官ハ療養ノ給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保險外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、移送費、家族療養費、家族訪問看護療養費、家族移送費、高額療養費、傷病手当金、出産育児一時金、出産手当金、家族出産育児一時金、葬祭料、家族葬祭料、第二十七條ノ四ノ規定ニ依ル給付ニ要スル費用、老人保健拠出金及退職者給付拠出金ノ額ガ保險料ノ額ノ中厚生労働省令ヲ以テ定ムル額及国庫補助ノ額ノ合算額ヲ超エ若ハ之ニ滿タザルトキ又ハ其ノ合算額ヲ超エ

若ハ之ニ満タザルコト明トナリタルトキハ厚生労働大臣ニ対シ前項ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑦前項ノ申出ニシテ一般保険料率ノ引上ニ係ルモノハ同項ノ保険給付ノ内容ノ改善又ハ診療報酬ノ改定ヲ伴フ場合ニ限り之ヲ為スコトヲ得

⑧前項ニ規定スル場合ノ外老人保健拠出金若ハ退職者給付拠出金ノ増加ニ伴ヒ其ノ納付ニ必要アル場合又ハ一般保険料額ノ総額ノ減少ヲ補フ必要アル場合ニ於テハ第六項ノ申出ヲ為スコトヲ得

⑨厚生労働大臣ハ第六項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ經テ第五項ニ掲グル率ニ千分ノ四ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同項ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑩社会保険庁長官ハ雇用ノ機会ノ減少等ニ因ル失業ニ関スル保険給付ニ要スル費用ニ充ツル為厚生労働大臣ニ対シ第五項第一号ノ一般保険料率ノ変更ニ付申出ヲ為スコトヲ得

⑪厚生労働大臣ハ前項ノ申出ヲ受ケタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ社会保障審議会ノ議ヲ經テ第五項第一号ニ掲グル率ニ千分ノ二ヲ増減シタル率ノ範囲内ニ於テ同号ノ一般保険料率ヲ変更スルコトヲ得

⑫政府ハ厚生労働大臣ガ第九項及前項ノ規定ニ依リ一般保険料率ヲ変更シタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ国会ニ報告スベシ

第五十九条ノ二 前条第二項第一号ノ介護保険料率ハ各年度ニ於テ政府ガ納付スベキ介護納付金ノ額ヲ当該年度ニ於ケル介護保険第二号被保険者タル被保険者ノ標準報酬月額ノ総額及標準賞与額ノ総額ノ合算額ノ見込額ヲ以テ除シテ得タル率ヲ基準トシテ社会保険庁長官之ヲ定ム

第五十九条ノ二ノ二 第五十九条第五項ノ災害保険料率ハ船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル保険給付ニ要スル費用及職務上ノ事由ニ因ル介護料ニ要スル費用並ニ通勤ニ因ル疾病、負傷、障害又ハ死亡ニ関スル保険給付ニ要スル費用（政令ヲ以テ定ムル部分ヲ除ク）並ニ第五十七条ノ二第三項ノ事業ニシテ厚生労働大臣ノ定ムルモノニ要スル費用ノ予想額ヲ基礎トシ、次項ノ規定ノ適用ヲ受クル船舶所有者ノ使用スル被保険者ニ係ル災害ノ発生率其ノ他ノ事情ヲ考慮シ厚生労働大臣之ヲ定ム

②三月一日前三年間ノ各一年間ニ於テ月平均百人以上ノ被保険者ヲ使用シタル船舶所有者ニ付テハ其ノ三月一日ノ属スル年ノ十月一日前三年間ノ保険料ノ額ノ中船員法ニ規定スル災害補償ニ相当スル給付ニシテ政令ヲ以テ定ムルモノ（以下指定災害給付ト称ス）ニ要スル費用ニ充テラルベキモノトシテ厚生労働省令ヲ以テ定ムル保険料ノ額ニ対スル当該期間ニ係ル厚生労働

働省令ヲ以テ定ムル指定災害給付ノ額ノ割合ガ百分ノ百ヲ超ユルトキ又ハ百分ノ九十ヲ超エザルトキハ社会保険庁長官ハ翌年ノ四月一日ヨリ翌翌年ノ三月三十一日迄ノ間前項ノ規定ニ依ル災害保険料率ノ中指定災害給付ニ対応スル部分ノ率ヲ其ノ率ノ百分ノ六十五乃至百分ノ百三十五ノ範囲内ニ於テ其ノ割合ニ応ジ厚生労働省令ヲ以テ定ムル率ニ変更スルコトヲ得

第五十九条ノ三 第五十九条第五項ノ特別失業保険料率ハ失業ニ関スル保険給付ニ要スル費用ニ充ツル為船舶所有者者毎二前年七月一日ヨリ其ノ年ノ六月三十日迄ノ期間内ニ於テ已ムヲ得ザル事由ナキニ拘ラズ当該船舶所有者ノ都合ニ因リ当該船舶所有者ニ使用セラレザルニ至リタル被保険者ノ総数ヲ当該期間内ニ於テ当該船舶所有者者ニ使用セラルル被保険者ノ総数ヲ以テ除シテ得タル割合トシテ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ算定シタル割合（以下本条ニ於テ船舶所有者者都合離職割合ト称ス）ガ全テノ船舶所有者者ニ係ル船舶所有者者都合離職割合ノ平均ヲ超ユルトキハ其ノ超ユル割合ニ応ジ千分ノ五迄ノ範囲内ニ於テ厚生労働大臣之ヲ定ム

第五十九条ノ四 育児休業等ヲ為シタル被保険者（第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ヲ除ク）ニ付船舶所有者者ガ厚生労働省令ノ定ムル所ニ依リ社会保険庁長官ニ申出ヲ為シタルトキハ其ノ育児休業等ヲ開始シタル日ノ属スル月以後其ノ育児休業等ノ終了スル日ノ翌日ノ属スル月ノ前月迄ノ期間当該被保険者ニ関スル保険料ヲ徴収セズ

第六十条 被保険者ハ保険料額ノ中左ノ區別ニ依ル額ヲ負担シ被保険者ヲ使用スル船舶所有者ハ保険料額ノ中被保険者ノ負担スル額ヲ除キタル額ヲ負担ス

一 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五（第五十九条第九項又ハ第十一項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率）ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

二 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者（介護保険第二号被保険者タルモノニ限ル）ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五（第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ

増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額ト標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々介護保険料率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ乗ジテ得タル額トノ合算額

三 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ニ該当セザルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトヲ得ルモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ五十四・五(第五十九条第九項又ハ第十一項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

四 第十七条ノ規定ニ依ル被保険者(介護保険第二号被保険者タル被保険者以外ノモノニ限ル)ニシテ第三十三条ノ三第二項各号ノ一ニ該当スルニ因リ失業等給付ノ支給ヲ受クルコトナキモノニ付テハ標準報酬月額及標準賞与額ニ夫々千分ノ四十五・五(第五十九条第九項ノ規定ニ依リ一般保険料率ガ変更セラレタルトキハ当該変更ニ依リ増減シタル率ノ二分ノ一ニ相当スル率ヲ増減シタル率)ヲ乗ジテ得タル額

②第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ハ前項ノ規定ニ拘ラズ保険料額ノ全額ヲ負担ス

第六十一条 船舶所有者ハ其ノ使用スル被保険者ノ負担スベキ保険料ヲ納付スル義務ヲ負フ但シ第十九条ノ三ノ規定ニ依ル被保険者ノ負担スル保険料ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第六十一条ノ二 社会保険庁長官ハ納付義務者ヨリ預金又ハ貯金ノ払出及其ノ払出シタル金銭ニ依ル保険料ノ納付ヲ其ノ預金口座又ハ貯金口座ノ存スル金融機関ニ委託シテ行ハシムルコトヲ希望スル旨ノ申出アリタルトキハ其ノ納付ガ確實ト認メラレ且其ノ申出ノ承認ガ保険料ノ徴収上有利ト認メラルルトキニ限り其ノ申出ヲ承認スルコトヲ得

○ 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)(抄)

第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の目的を達成するため、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に関して保険給付を行うほか、労働福祉事業を行うことができる。

第三条 この法律においては、労働者を使用する事業を適用事業とする。

② 前項の規定にかかわらず、国の直営事業、官公署の事業（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）別表第一に掲げる事業を除く。）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者については、この法律は、これを適用しない。

第七条 この法律による保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

- 一 労働者の業務上の負傷、疾病、障害又は死亡（以下「業務災害」という。）に関する保険給付
- 二 労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡（以下「通勤災害」という。）に関する保険給付
- 三 二次健康診断等給付

②・③ (略)

第八条の二 (略)

② 休業補償給付等を支給すべき事由が生じた日が当該休業補償給付等に係る療養を開始した日から起算して一年六箇月を経過した日以後の日である場合において、次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額を休業給付基礎日額とする。

一 (略)

二 前項の規定により休業給付基礎日額として算定した額が、年齢階層ごとに休業給付基礎日額の最高限度額として厚生労働大臣が定める額のうち、当該休業補償給付等を受けるときに当該労働者の基準日における年齢の属する年齢階層に係る額を超える場合 当該年齢階層に係る額

③ (略)

第八条の三 年金たる保険給付の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額（以下この条において「年金給付基礎日額」という。）については、次に定めるところによる。

一 (略)

二 算定事由発生日の属する年度の翌々年度の八月以後の分として支給する年金たる保険給付については、第八条の規定により給付基礎日額として算定した額に当該年金たる保険給付を支給すべき月の属する年度の前年度(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、前々年度)の平均給与額(厚生労働省において作成する毎月勤労統計における毎月きまつて支給する給与の額を基礎として厚生労働省令で定めるところにより算定した労働者一人当たりの給与の平均額をいう。以下この号及び第十六条の六第二項において同じ。)を算定事由発生日の属する年度の平均給与額で除して得た率を基準として厚生労働大臣が定める率を乗じて得た額を年金給付基礎日額とする。

2 前条第二項から第四項までの規定は、年金給付基礎日額について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と、「支給すべき事由が生じた日」とあるのは「支給すべき月」と、「四半期の初日(次号)」とあるのは「年度の八月一日(当該月が四月から七月までの月に該当する場合にあつては、当該年度の前年度の八月一日。以下この項」と、「年齢の」とあるのは「年齢(遺族補償年金又は遺族年金を支給すべき場合にあつては、当該支給をすべき事由に係る労働者の死亡がなかったものとして計算した場合に得られる当該労働者の基準日における年齢。次号において同じ。)」の」と、同項第二号中「休業補償給付等」とあるのは「年金たる保険給付」と読み替えるものとする。

第八条の四 前条第一項の規定は、障害補償一時金若しくは遺族補償一時金又は障害一時金の額の算定の基礎として用いる給付基礎日額について準用する。この場合において、同項中「の分として支給する」とあるのは「に支給すべき事由が生じた」と、「支給すべき月」とあるのは「支給すべき事由が生じた月」と読み替えるものとする。

第十二条の三 偽りその他不正の手段により保険給付を受けた者があるときは、政府は、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

② 前項の場合において、事業主(徴収法第八条第一項又は第二項の規定により元請負人が事業主とされる場合にあつては、当該元請負人。以下同じ。)が虚偽の報告又は証明をしたためその保険給付が行なわれたものであるときは、政府は、その事業主に対し、保険給付を受けた者と連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

③ 徴収法第二十六条、第二十八条、第二十九条及び第四十一条の規定は、前二項の規定による徴収金について準用する。
第十二条の八 第七条第一項第一号の業務災害に関する保険給付は、次に掲げる保険給付とする。

一 療養補償給付

二 休業補償給付

三 障害補償給付

四 遺族補償給付

五 葬祭料

六 傷病補償年金

七 介護補償給付

2 前項の保険給付（傷病補償年金及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法第七十五条から第七十七条まで、第七十九条及び第八十条に規定する災害補償の事由が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は葬祭を行う者に対し、その請求に基づいて行う。

3・4（略）

第十四条 休業補償給付は、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため労働することができないために賃金を受けない日の第四日目から支給するものとし、その額は、一日につき給付基礎日額の百分の六十に相当する額とする。ただし、労働者が業務上の負傷又は疾病による療養のため所定労働時間のうちその一部分についてのみ労働する日に係る休業補償給付の額は、給付基礎日額（第八条の二第二項第二号に定める額（以下この項において「最高限度額」という。）を給付基礎日額とすることとされている場合にあつては、同号の規定の適用がないものとした場合における給付基礎日額）から当該労働に対して支払われる賃金の額を控除して得た額（当該控除して得た額が最高限度額を超える場合にあつては、最高限度額に相当する額）の百分の六十に相当する額とする。

② 休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の規定による障害厚生年金又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）の規定による障害基礎年金を受けることができるときは、当該労

働者に支給する休業補償給付の額は、前項の規定にかかわらず、同項の額に別表第一第一号から第三号までに規定する場合に応じ、それぞれ同表第一号から第三号までの政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額（その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額）とする。

第十五条の二 障害補償年金を受ける労働者の当該障害の程度に変更があつたため、新たに別表第一又は別表第二中の他の障害等級に該当するに至つた場合には、政府は、厚生労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至つた障害等級に應ずる障害補償年金又は障害補償一時金を支給するものとし、その後は、従前の障害補償年金は、支給しない。

第二十二条の三 （略）

② （略）

③ 第十五条第二項及び第十五条の二並びに別表第一（障害補償年金に係る部分に限る。）及び別表第二（障害補償一時金に係る部分に限る。）の規定は、障害給付について準用する。この場合において、これらの規定中「障害補償年金」とあるのは「障害年金」と、「障害補償一時金」とあるのは「障害一時金」と読み替えるものとする。

第三章の二 労働福祉事業

第二十九条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設の設置及び運営その他業務災害及び通勤災害を被つた労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業

二 被災労働者の療養生活の援護、被災労働者の受ける介護の援護、その遺族の就学の援護、被災労働者及びその遺族が必要とする資金の貸付けによる援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業

三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設の設置及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業

四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

2 前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、厚生労働省令で定める。

3 政府は、第一項の労働福祉事業のうち、独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項に掲げるものを独立行政法人労働者健康福祉機構に行わせるものとする。

第三十一条 政府は、次の各号のいずれかに該当する事故については保険給付を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、業務災害に関する保険給付にあつては労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、通勤災害に関する保険給付にあつては通勤災害を業務災害とみなした場合に支給されるべき業務災害に関する保険給付に相当する同法の規定による災害補償の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収することができる。一 事業主が故意又は重大な過失により徴収法第四条の二第一項の規定による届出であつてこの保険に係る保険関係の成立に係るものをしていない期間（政府が当該事業について徴収法第十五条第三項の規定による決定をしたときは、その決定後の期間を除く。）中に生じた事故

二 事業主が徴収法第十条第二項第一号の一般保険料を納付しない期間（徴収法第二十六条第二項の督促状に指定する期限後の期間に限る。）中に生じた事故

三 事業主が故意又は重大な過失により生じさせた業務災害の原因である事故

第三十八条 保険給付に関する決定に不服のある者は、労働者災害補償保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。

2・3 (略)

第四十九条の二 この法律に基づき政令又は厚生労働省令を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、政令又は厚生労働省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

第四十九条の三 この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

第五十一条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険事務組合又は第三十五条第一項に規定する団体がこれらの各号のいずれかに該当する場合におけるその違反行為をした当該労働者

働保険事務組合又は当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一・二 (略)

第五十四条 法人（法人でない労働保険事務組合及び第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）

の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第五十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

② (略)

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）（抄）

（保険関係の成立）

第三条 労災保険法第三条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき労災保険に係る労働保険の保険関係（以下「保険関係」という。）が成立する。

第四条 雇用保険法第五条第一項の適用事業の事業主については、その事業が開始された日に、その事業につき雇用保険に係る保険関係が成立する。

（請負事業の一括）

第八条 厚生労働省令で定める事業が数次の請負によつて行なわれる場合には、この法律の規定の適用については、その事業を一の事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とする。

2 前項に規定する場合において、元請負人及び下請負人が、当該下請負人の請負に係る事業に関して同項の規定の適用を受けることにつき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、当該請負に係る事業については、当該下請負人を元請負人とみなして同項の規定を適用する。

（継続事業の一括）

第九条 事業主が同一人である二以上の事業（有期事業以外の事業に限る。）であつて、厚生労働省令で定める要件に該当するものに関し、当該事業主が当該二以上の事業について成立している保険関係の全部又は一部を一の保険関係とすることに

つき申請をし、厚生労働大臣の認可があつたときは、この法律の規定の適用については、当該認可に係る二以上の事業に使用されるすべての労働者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十七条の規定による船員保険の被保険者を除く。以下同じ。）は、これらの事業のうち厚生労働大臣が指定するいずれか一の事業に使用される労働者とみなす。この場合においては、厚生労働大臣が指定する一の事業以外の事業に係る保険関係は、消滅する。

第三章 労働保険料の納付の手續等

（労働保険料）

第十条 政府は、労働保険の事業に要する費用にあてるため保険料を徴収する。

2 前項の規定により徴収する保険料（以下「労働保険料」という。）は、次のとおりとする。

一 一般保険料

二 第一種特別加入保険料

三 第二種特別加入保険料

三の二 第三種特別加入保険料

四 印紙保険料

第十一条の二 政府は、雇用保険に係る保険関係が成立している事業の事業主がその事業に高年齢労働者（厚生労働省令で定める年齢以上の労働者をいう。以下同じ。）を使用する場合には、政令で定めるところにより、その事業に係る一般保険料の額を、前条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による額から、事業主がその事業に使用する高年齢労働者に支払う賃金の総額（厚生労働省令で定める事業については、厚生労働省令で定めるところにより算定した額。第十五条の二及び第十九条の二において「高年齢者賃金総額」という。）に雇用保険率（その率が次条第五項又は第七項の規定により変更されたときは、その変更された率。同条第四項を除き、以下同じ。）を乗じて得た額を超えない額を減じた額とすることができる。（一般保険料に係る保険料率）

第十二条 （略）

2 労災保険率は、労災保険法の規定による保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労

災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬものとし、政令で定めるところにより、労災保険法の適用を受けるすべての事業の過去三年間の業務災害（労災保険法第七条第一項第一号の業務災害をいう。以下同じ。）及び通勤災害（同項第二号の通勤災害をいう。以下同じ。）に係る災害率並びに二次健康診断等給付（同項第三号の二次健康診断等給付をいう。次項及び第十三条において同じ。）に要した費用の額、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣が定める。

3 (略)

4 雇用保険率は、千分の十九・五とする。ただし、次の各号（第三号を除く。）に掲げる事業（第一号及び第二号に掲げる事業のうち、季節的に休業し、又は事業の規模が縮小することのない事業として厚生労働大臣が指定する事業を除く。）については千分の二十一・五とし、第三号に掲げる事業については千分の二十二・五とする。

一 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

二 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業

四 清酒の製造の事業

五 前各号に掲げるもののほか、雇用保険法第三十八条第一項に規定する短期雇用特例被保険者の雇用の状況等を考慮して政令で定める事業

5 厚生労働大臣は、毎会計年度において、徴収保険料額並びに雇用保険法第六十六条第一項、第二項及び第五項並びに第六十七条の規定による国庫の負担額の合計額と同法の規定による失業等給付の額（以下この項において「失業等給付額」という。）との差額を当該会計年度末における労働保険特別会計の雇用勘定の積立金に加減した額が、当該会計年度における失業等給付額の二倍に相当する額を超え、又は当該失業等給付額に相当する額を下るに至つた場合において、必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見を聴いて、雇用保険率を千分の十七・五から千分の二十一・五まで（前項ただし書に規定する事業（同項第三号に掲げる事業を除く。）については千分の十九・五から千分の二十三・五まで、同号に掲げる事業については千分の二十・五から千分の二十四・五まで）の範囲内において変更することができる。

6 前項の「徴収保険料額」とは、第一項第一号の事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に応ずる部分の額（前条の規定により高年齢労働者を使用する事業の一般保険料の額を同条の規定による額とする場合には、当該一般保険料の額に第一項第一号に掲げる事業に係る高年齢者免除額（前条の規定により第十一条第一項の規定による額から減ずることとする額をいう。以下この項及び第三十条において同じ。）を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）の総額と第一項第三号の事業に係る一般保険料の額の総額とを合計した額（以下次項までにおいて「一般保険料徴収額」という。）から当該一般保険料徴収額に三事業率（千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率をいう。同条第一項において同じ。）を乗じて得た額（次項において「三事業費充当徴収保険料額」という。）を減じた額及び印紙保険料の額の総額の合計額をいう。

7 厚生労働大臣は、毎会計年度において、三事業費充当徴収保険料額と雇用保険法の規定による雇用安定事業、能力開発事業及び雇用福祉事業に要する費用に充てられた額（予算の定めるところにより、労働保険特別会計の雇用勘定に置かれる雇用安定資金に繰り入れられた額を含む。）との差額を当該会計年度末における当該雇用安定資金に加減した額が、当該会計年度における一般保険料徴収額に千分の三・五の率（第四項第三号に掲げる事業については、千分の四・五の率）を雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額の一・五倍に相当する額を超えるに至った場合には、雇用保険率を一年間その率から千分の〇・五の率を控除した率に変更するものとする。ただし、雇用保険率がこの項の規定により変更されている期間内については、この限りでない。

8 前項の規定により雇用保険率が変更されている場合においては、第五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十九から千分の二十三まで」と、「千分の二十・五から千分の二十四・五まで」とあるのは「千分の二十から千分の二十四まで」とし、第六項中「千分の三・五」とあるのは「千分の三」と、「千分の四・五」とあるのは「千分の四」とする。

（第二種特別加入保険料の額）

第十四条 第二種特別加入保険料の額は、労災保険法第三十五条第一項の規定により労災保険の適用を受けることができることとされた者（次項において「第二種特別加入者」という。）について同条第一項第六号の給付基礎日額その他の事情を考

慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第三号の事業と同種若しくは類似の事業又は同条第五号の作業と同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率（労災保険法第三十五条第一項の厚生労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行う事業についての業務災害に係る災害率）、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第二種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 第二種特別加入保険料率は、第二種特別加入者に係る保険給付及び労働福祉事業に要する費用の予想額に照らし、将来にわたつて、労災保険の事業に係る財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ。

（第三種特別加入保険料の額）

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労災保険法第三十六条第一項第二号において準用する労災保険法第三十四条第一項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める額の総額に労災保険法第三十三条第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して厚生労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 前条第二項の規定は、第三種特別加入保険料率について準用する。この場合において、同項中「第二種特別加入者」とあるのは、「第三種特別加入者」と読み替えるものとする。

（確定保険料）

第十九条 事業主は、保険年度ごとに、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、次の保険年度の初日（保険年度の中に保険関係が消滅したものについては、当該保険関係が消滅した日（保険年度の中に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料及び保険年度の中に労災保険法第三十六条第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に関しては、それぞれ当該承認が取り消された日）。第三項において同じ。）から五十日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、その保険年度に使用したすべての労働者（保険年度の中に保険関係が成立

し、又は消滅したものについては、その保険年度において、当該保険関係が成立していた期間に使用したすべての労働者（に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 第十五条第一項第二号ロの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 第十五条第一項第二号ハの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料並びにその保険年度における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額についてイの規定の例により算定した第一種特別加入保険料及びその保険年度における第十四条の二第一項の厚生労働省令で定める額の総額についてロの規定の例により算定した第三種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、その保険年度における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

2 有期事業については、その事業主は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる労働保険料の額その他厚生労働省令で定める事項を記載した申告書を、保険関係が消滅した日（当該保険関係が消滅した日前に労災保険法第三十四条第一項の承認が取り消された事業に係る第一種特別加入保険料に関しては、当該承認が取り消された日。次項において同じ。）から五十日以内に提出しなければならない。

一 第十五条第一項第一号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間に使用したすべての労働者に係る賃金総額に当該事業についての一般保険料率を乗じて算定した一般保険料

二 第十五条第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例によ

り算定した一般保険料及び労災保険法第三十四条第一項の承認に係る全期間における第十三条の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

三 第十五条第一項第三号の事業にあつては、当該保険関係に係る全期間における第十四条第一項の厚生労働省令で定める額の総額に当該事業についての第二種特別加入保険料率を乗じて算定した第二種特別加入保険料

3 事業主は、納付した労働保険料の額が前二項の労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは前二項の労働保険料を、前二項の申告書に添えて、有期事業以外の事業にあつては次の保険年度の初日から、有期事業にあつては保険関係が消滅した日から五十日以内に納付しなければならない。

4 政府は、事業主が第一項又は第二項の申告書を提出しないとき、又はその申告書の記載に誤りがあると認めるときは、労働保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

5 前項の規定による通知を受けた事業主は、納付した労働保険料の額が同項の規定により政府の決定した労働保険料の額に足りないときはその不足額を、納付した労働保険料がないときは同項の規定により政府の決定した労働保険料を、その通知を受けた日から十五日以内に納付しなければならない。ただし、厚生労働省令で定める要件に該当する場合は、この限りでない。

6 事業主が納付した労働保険料の額が、第一項又は第二項の労働保険料の額（第四項の規定により政府が労働保険料の額を決定した場合には、その決定した額。以下「確定保険料の額」という。）をこえる場合には、政府は、厚生労働省令で定めるところにより、そのこえる額を次の保険年度の労働保険料若しくは未納の労働保険料その他この法律の規定による徴収金に充当し、又は還付する。

（追徴金）

第二十一条 政府は、事業主が第十九条第五項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならない場合には、その納付すべき額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。）に百分の十を乗じて得た額の追徴金を徴収する。ただし、事業主が天災その他やむを得ない理由により、同項の規定による労働保険料又はその不足額を納付しなければならなかった場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する労働保険料又はその不足額が千円未満であるときは、同項の規定による追徴金を徴収しない。

3 第十七条第二項の規定は、第一項の規定により追徴金を徴収する場合について準用する。

(口座振替による納付等)

第二十一条の二 政府は、事業主から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による印紙保険料以外の労働保険料(以下この条において単に「労働保険料」という。)の納付(厚生労働省令で定めるものに限る。)をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実と認められ、かつ、その申出を承認することが労働保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

2 前項の承認を受けた事業主に係る労働保険料のうち、この章の規定によりその納付に際し添えることとされている申告書の提出期限とその納期限とが同時に到来するものが厚生労働省令で定める日までに納付された場合には、その納付の日が納期限後であるときにおいても、その納付は、納期限においてされたものとみなして、第二十六条及び第二十七条の規定を適用する。

(印紙保険料の納付)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、印紙保険料納付計器(印紙保険料の保全上支障がないことにつき、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣の指定を受けた計器で、厚生労働省令で定める形式の印影を生ずべき印(以下「納付印」という。)を付したものをいう。以下同じ。)を、厚生労働大臣の承認を受けて設置した場合には、前項の規定にかかわらず、当該印紙保険料納付計器により、日雇労働被保険者が所持する日雇労働被保険者手帳に納付すべき印紙保険料の額に相当する金額を表示して納付印を押すことによつて印紙保険料を納付することができる。

4 5 6 (略)

(印紙保険料の決定及び追徴金)

第二十五条 事業主が印紙保険料の納付を怠つた場合には、政府は、その納付すべき印紙保険料の額を決定し、これを事業主に通知する。

2・3 (略)

(督促及び滞納処分)

第二十六条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しない者があるときは、政府は、期限を指定して督促しなければならぬ。

2 前項の規定によつて督促するときは、政府は、納付義務者に対して督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

3 第一項の規定による督促を受けた者が、その指定の期限までに、労働保険料その他この法律の規定による徴収金を納付しないときは、政府は、国税滞納処分の例によつて、これを処分する。

(延滞金)

第二十七条 政府は、前条第一項の規定により労働保険料の納付を督促したときは、労働保険料の額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押えの日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。ただし、労働保険料の額が千円未満であるときは、延滞金を徴収しない。

(先取特権の順位)

第二十八条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(徴収金の徴収手続)

第二十九条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収する。

(労働保険料の負担)

第三十条 次の各号に掲げる雇用保険法第四条第一項に規定する被保険者（以下この条及び次条において「被保険者」という。）は、当該各号に掲げる額を負担するものとする。

一 第十二条第一項第一号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額のうち雇用保険率に應ずる部分の額（高年齢者免除額に係る事業にあつては、当該事業に係る一般保険料の額に当該事業に係る高年齢者免除額を加えた額のうち雇用保険率に應ずる部分の額から当該高年齢者免除額を減じた額）

ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額

二 第十二条第一項第三号の事業に係る被保険者 イに掲げる額からロに掲げる額を減じた額の二分の一の額

イ 当該事業に係る一般保険料の額

ロ イの額に相当する額に三事業率を乗じて得た額

2 5 4 (略)

(労働保険事務組合)

第三十三条 (略)

2 (略)

3 前項の認可を受けた事業主の団体又はその連合団体（以下「労働保険事務組合」という。）は、第一項に規定する業務を廃止しようとするときは、六十日前までに、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 (略)

(労働保険事務組合に対する通知等)

第三十四条 政府は、労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託した事業主に対してすべき労働保険関係法令の規定による労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付については、これを労働保険事務組合に對してすることができる。この場合において、労働保険事務組合に對してした労働保険料の納入の告知その他の通知及び還付金の還付は、当該事業主に對してしたものとみなす。

(労働保険事務組合の責任等)

第三十五条 第三十三条第一項の委託に基づき、事業主が労働保険関係法令の規定による労働保険料その他の徴収金の納付の

ため、金銭を労働保険事務組合に交付したときは、その金額の限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

2 労働保険関係法令の規定により政府が追徴金又は延滞金を徴収する場合において、その徴収について労働保険事務組合の責めに帰すべき理由があるときは、その限度で、労働保険事務組合は、政府に対して当該徴収金の納付の責めに任ずるものとする。

3 政府は、前二項の規定により労働保険事務組合が納付すべき徴収金については、当該労働保険事務組合に対して第二十六条第三項（労働保険法第十二条の三第三項及び第三十一条第四項並びに雇用保険法第十条の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合に限り、その残余の額を当該事業主から徴収することができる。

4 労働保険事務組合は、労災保険法第十二条の三第二項の規定及び雇用保険法第十条の四第二項の規定の適用については、事業主とみなす。

（帳簿の備付け）

第三十六条 労働保険事務組合は、厚生労働省令で定めるところにより、その処理する労働保険事務に関する事項を記載した帳簿を事務所に備えておかなければならない。

（行政手続法の適用除外）

第三十六条の二 この法律（第三十三条第二項及び第四項を除く。）の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（時効）

第四十一条 労働保険料その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 政府が行なう労働保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

(報告等)

第四十二条 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第四十三条 行政庁は、この法律の施行のため必要があるときは、当該職員に、保険関係が成立し、若しくは成立していた事業の事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類（その作成、備付け又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成、備付け又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）の検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(厚生労働省令への委任)

第四十五条の二 この法律に規定するもののほか、労働保険料の納付の手續その他この法律の実施に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

第四十六条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。労働保険法第三十五条第一項に規定する団体が第五号又は第六号に該当する場合におけるその違反行為をした当該団体の代表者又は代理人、使用人その他の従業者も、同様とする。

一〜四 (略)

第四十八条 法人（法人でない労働保険事務組合及び労災保険法第三十五条第一項に規定する団体を含む。以下この項において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違

反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

2 (略)

附 則

(雇用保険率に関する暫定措置)

第九条 平成十七年三月三十一日までの間における第十二条第四項、第五項及び第八項の規定の適用については、同条第四項中「千分の十九・五」とあるのは「千分の十七・五」と、「千分の二十一・五」とあるのは「千分の十九・五」と、「千分の二十二・五」とあるのは「千分の二十・五」とし、同条第五項中「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五・五から千分の十九・五まで」と、「千分の二十一・五まで」と、「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の十九まで」と、「千分の十九・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」と、「千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の二十一・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十九から千分の二十一まで」と、「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の十九まで」と、「千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十七から千分の二十一まで」と、「千分の二十一・五から千分の二十三・五まで」とあるのは「千分の十九から千分の二十一まで」と、「千分の十七・五から千分の二十一・五まで」とあるのは「千分の十五から千分の十九まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十二・五まで」と、「千分の二十から千分の二十四まで」とあるのは「千分の十八から千分の二十二まで」とする。

(印紙保険料の額の変更に關する暫定措置)

第十条 当分の間、第二十二條第四項の規定による印紙保険料の額の変更については、同項中「雇用保険法第四十九條第一項」とあるのは「雇用保険法第四十九條第一項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律(平成六年法律第五十七号)附則第十一條第三項及び第四項」と、「同項に」とあるのは「雇用保険法第四十九條第二項に」と、「同項の」とあるのは「同項並びに雇用保険法等の一部を改正する法律附則第十一條第三項及び第四項の」として、同項の規定を適用する。

○ 民法(明治二十九年法律第八十九号) (抄)

(催告)

第五百五十三条 催告は、六箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事審判法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

○ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）（抄）

(定義)

第三条 この法律において「被保険者」とは、適用事業所に使用される者及び任意継続被保険者をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、日雇特例被保険者となる場合を除き、被保険者となることができない。

一 船員保険の被保険者（船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第十九条ノ三の規定による被保険者を除く。）

二 〇八（略）

2 この法律において「日雇特例被保険者」とは、適用事業所に使用される日雇労働者をいう。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者又は次の各号のいずれかに該当する者として社会保険庁長官の承認を受けたものは、この限りでない。

一 適用事業所において、引き続き二月間に通算して二十六日以上使用される見込みのないことが明らかであるとき。

二 任意継続被保険者であるとき。

三 その他特別の理由があるとき。

(設立及び業務)

第七条の二 健康保険組合の組合員でない被保険者（以下この節において単に「被保険者」という。）に係る健康保険事業を行うため、全国健康保険協会（以下「協会」という。）を設ける。

2 協会は、次に掲げる業務を行う。

一 第四章の規定による保険給付及び第五章第三節の規定による日雇特例被保険者に係る保険給付に関する業務

二 第六章の規定による保健事業及び福祉事業に関する業務

三 前二号に掲げる業務のほか、協会が管掌する健康保険の事業に関する業務であつて第五条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

四 第一号及び第二号に掲げる業務のほか、日雇特例被保険者の保険の事業に関する業務であつて第二百二十三条第二項の規定により社会保険庁長官が行う業務以外のもの

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 協会は、前項各号に掲げる業務のほか、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）及び同法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）並びに介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する業務を行う。（資本金）

第七条の五 協会の資本金は、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号。以下「改正法」という。）附則第十八条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

（定款）

第七条の六 協会は、定款をもつて、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 運営委員会に関する事項
- 六 評議会に関する事項
- 七 保健事業に関する事項
- 八 福祉事業に関する事項
- 九 資産の管理その他財務に関する事項

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届け出なければならぬ。

4 協会は、定款の変更について第二項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

（役員）

第七条の九 協会に、役員として、理事長一人、理事五人以内及び監事二人を置く。

（運営委員会）

第七条の十八 事業主（被保険者を使用する適用事業所の事業主をいう。以下この節において同じ。）及び被保険者の意見を反映させ、協会の業務の適正な運営を図るため、協会に運営委員会を置く。

2 運営委員会の委員は、九人以内とし、事業主、被保険者及び協会の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから、厚生労働大臣が各同数を任命する。

3 前項の委員の任期は、二年とする。

4 第七条の十二第一項ただし書及び第二項の規定は、運営委員会の委員について準用する。

（運営委員会の職務）

第七条の十九 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 第七条の二十二第二項に規定する運営規則の変更

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分又は重大な債務の負担

五 第七条の三十五第二項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項に規定する事項のほか、運営委員会は、理事長の諮問に応じ、又は必要と認める事項について、理事長に建議することができる。

3 前二項に定めるもののほか、運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(委員の地位)

第七条の二十 運営委員会の委員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(運営規則)

第七条の二十二 協会は、業務を執行するために必要な事項で厚生労働省令で定めるものについて、運営規則を定めるものとする。

2 (略)

(事業年度)

第七条の二十五 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(企業会計原則)

第七条の二十六 協会の会計は、厚生労働省令で定めるところにより、原則として企業会計原則によるものとする。

(事業計画等の認可)

第七条の二十七 協会は、毎事業年度、事業計画及び予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表等)

第七条の二十八 協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

2 協会は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他厚生労働省令で定める書

類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、これに当該事業年度の事業報告書及び決算報告書（以下「事業報告書等」という。）を添え、監事及び次条第二項の規定により選任された会計監査人の意見を付けて、決算完了後二月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

3 財務諸表及び事業報告書等には、支部ごとの財務及び事業の状況を示すために必要な事項として厚生労働省令で定めるところを記載しなければならない。

4 協会は、第二項の規定による厚生労働大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表及び事業報告書等並びに同項の監事及び会計監査人の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、厚生労働省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

（会計監査人の監査）

第七条の二十九 協会は、財務諸表及び事業報告書等について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

2 会計監査人は、厚生労働大臣が選任する。

3 会計監査人は、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人でなければならない。

4 公認会計士法の規定により、財務諸表について監査をすることができない者は、会計監査人となることができない。

5 会計監査人の任期は、その選任の日以後最初に終了する事業年度の財務諸表についての厚生労働大臣の前条第二項の承認の時までとする。

6 厚生労働大臣は、会計監査人が次の各号のいずれかに該当するときは、その会計監査人を解任することができる。

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

二 会計監査人たるにふさわしくない非行があったとき。

三 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（各事業年度に係る業績評価）

第七条の三十 厚生労働大臣は、協会の事業年度ごとの業績について、評価を行わなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、協会に対し、当該評価の結果を通知するとともに、これを公表しなければならない。

(借入金)

第七条の三十一 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金を行うことができる。

- 2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。
- 3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(債務保証)

第七条の三十二 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内で、その業務の円滑な運営に必要なと認めるときは、前条の規定による協会の短期借入金に係る債務について、必要と認められる期間の範囲において、保証することができる。

(資金の運用)

第七条の三十三 協会の業務上の余裕金の運用は、政令で定めるところにより、事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

(重要な財産の処分)

第七条の三十四 協会は、厚生労働省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(資格の得喪の確認)

第三十九条 被保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあっては当該健康保険組合をいう。第百六十四条第二項及び第三

項、第八十条第一項、第二項及び第四項並びに第八十一条第一項を除き、以下同じ。）の資格の取得及び喪失は、保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。第六十四条第二項及び第三項、第八十条第一項、第二項及び第四項並びに第八十一条第一項を除き、以下同じ。）の確認によって、その効力を生ずる。ただし、第三十六条第四号に該当したことによる被保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。第六十四条第二項及び第三項、第八十条第一項、第二項及び第四項並びに第八十一条第一項を除き、以下同じ。）の資格の喪失並びに任意継続被保険者等（被保険者が協会が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては社会保険庁長官、被保険者が健康保険組合が管掌する健康保険の被保険者である場合にあつては当該健康保険組合をいう。第六十四条第二項及び第三項、第八十条第一項、第二項及び第四項並びに第八十一条第一項を除き、以下同じ。）の資格の取得及び喪失は、この限りでない。

2・3 (略)

第四十条 (略)

2 毎年三月三十一日における標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の被保険者総数に占める割合が百分の一・五を超える場合において、その状態が継続すると認められるときは、その年の九月一日から、政令で、当該最高等級の上更に等級を加える標準報酬月額の等級区分の改定を行うことができる。ただし、その年の三月三十一日において、改定後の標準報酬月額等級の最高等級に該当する被保険者数の同日における被保険者総数に占める割合が百分の一を下回ってはならない。

3 (略)

(療養の給付)

第六十三条 (略)

2 次に掲げる療養に係る給付は、前項の給付に含まれないものとする。

- 一 食事の提供である療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七條第二項第四号に規定する療養病床（以下「療養病床」という。）への入院及びその療養に伴う世話その他の看護であつて、当該療養を受ける際、六十五歳に達する日の属する月の翌月以後である被保険者（以下「特定長期入院被保険者」という。）に係るものを除く。以下「食事療養」という。）
 - 二 次に掲げる療養であつて前項第五号に掲げる療養と併せて行うもの（特定長期入院被保険者に係るものに限る。以下「生活療養」という。）
 - イ 食事の提供である療養
 - ロ 温度、照明及び給水に関する適切な療養環境の形成である療養
 - 三 厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養その他の療養であつて、前項の給付の対象とすべきものであるか否かについて、適正な医療の効率的な提供を図る観点から評価を行うことが必要な療養として厚生労働大臣が定めるもの（以下「評価療養」という。）
 - 四 被保険者の選定に係る特別の病室の提供その他の厚生労働大臣が定める療養（以下「選定療養」という。）
 - 3 第一項の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる病院若しくは診療所又は薬局のうち、自己の選定するものから受けるものとする。
 - 一 厚生労働大臣の指定を受けた病院若しくは診療所（第六十五條の規定により病床の全部又は一部を除いて指定を受けたときは、その除外された病床を除く。以下「保険医療機関」という。）又は薬局（以下「保険薬局」という。）
 - 二 特定の被保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であつて、当該被保険者が指定したもの
 - 三 健康保険組合である被保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局
（保険医又は保険薬剤師）
- 第六十四條 保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下

「保険薬剤師」という。)でなければならない。

(保険医療機関又は保険薬局の責務)

第七十条 保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、第七十二条第一項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならない。

2 (略)

(保険医又は保険薬剤師の責務)

第七十二条 保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない。

2 (略)

(厚生労働大臣の指導)

第七十三条 保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

2 厚生労働大臣は、前項の指導をする場合において、必要があると認めるときは、診療又は調剤に関する学識経験者をその関係団体の指定により指導に立ち会わせるものとする。ただし、関係団体が指定を行わない場合又は指定された者が立ち会わない場合は、この限りでない。

(療養の給付に関する費用)

第七十六条 (略)

2 前項の療養の給付に要する費用の額は、厚生労働大臣が定めるところにより、算定するものとする。

3 (略)

4 保険者は、保険医療機関又は保険薬局から療養の給付に関する費用の請求があったときは、第七十条第一項及び第七十二条第一項の厚生労働省令並びに前二項の定めを照らして審査の上、支払うものとする。

5 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金（第八十八条第十一项において単に「基金」という。）又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（第八十八条第十一项において「国保連合会」という。）に委託することができる。

6 前各項に定めるもののほか、保険医療機関又は保険薬局の療養の給付に関する費用の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（保険医療機関又は保険薬局の報告等）

第七十八条 厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であつた者（以下この項において「開設者であつた者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であつた者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に係る者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項及び第七十三条第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、第七条の三十八第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

（社会保険医療協議会への諮問）

第八十二条 厚生労働大臣は、第七十条第一項若しくは第七十二条第一項（これらの規定を第八十五条第九項、第八十五条の二第五項、第八十六条第四項、第一百十条第七項及び第一百四十九条において準用する場合を含む。）の厚生労働省令を定めようとするとき、又は第六十三条第二項第三号若しくは第四号若しくは第七十六条第二項（これらの規定を第一百四十九条において準用する場合を含む。）の定めをしようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

2 （略）

（入院時食事療養費）

第八十五条 (略)

2 入院時食事療養費の額は、当該食事療養につき食事療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該食事療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に食事療養に要した費用の額)から、平均的な家計における食費の状況を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「食事療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 3 8 (略)

(入院時生活療養費)

第八十五条の二 (略)

2 入院時生活療養費の額は、当該生活療養につき生活療養に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額)から、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況並びに病院及び診療所における生活療養に要する費用について介護保険法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額及び同項第二号に規定する居住費の基準費用額に相当する費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める額(所得の状況、病状の程度、治療の内容その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める者については、別に定める額。以下「生活療養標準負担額」という。)を控除した額とする。

3 3 5 (略)

(保険外併用療養費)

第八十六条 被保険者が、厚生労働省令で定めるところにより、第六十三条第三項各号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」と総称する。)のうち自己の選定するものから、評価療養又は選定療養を受けたときは、その療養に要した費用について、保険外併用療養費を支給する。

2 保険外併用療養費の額は、第一号に掲げる額(当該療養に食事療養が含まれるときは当該額及び第二号に掲げる額の合算額)、当該療養に生活療養が含まれるときは当該額及び第三号に掲げる額の合算額)とする。

一 当該療養(食事療養及び生活療養を除く。)につき第七十六条第二項の定めを勘案して厚生労働大臣が定めるところに

より算定した費用の額（その額が現に当該療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に療養に要した費用の額）から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額

二（略）

三 当該生活療養につき前条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該生活療養に要した費用の額を超えるときは、当該現に生活療養に要した費用の額）から生活療養標準負担額を控除した額

3 5（略）

（訪問看護療養費）

第八十八条 被保険者が、厚生労働大臣が指定する者（以下「指定訪問看護事業者」という。）から当該指定に係る訪問看護事業（疾病又は負傷により、居宅において継続して療養を受ける状態にある者（主治の医師がその治療の必要の程度につき厚生労働省令で定める基準に適合していると認められたものに限る。）に対し、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助（保険医療機関等又は介護保険法第八条第二十五項に規定する介護老人保健施設によるものを除く。以下「訪問看護」という。）を行う事業をいう。）を行う事業所により行われる訪問看護（以下「指定訪問看護」という。）を受けたときは、その指定訪問看護に要した費用について、訪問看護療養費を支給する。

2・3（略）

4 訪問看護療養費の額は、当該指定訪問看護につき指定訪問看護に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めるところにより算定した費用の額から、その額に第七十四条第一項各号に掲げる場合の区分に応じ、同項各号に定める割合を乗じて得た額（療養の給付に係る同項の一部負担金について第七十五条の二第一項各号の措置が採られるべきときは、当該措置が採られたものとした場合の額）を控除した額とする。

5 9（略）

10 保険者は、指定訪問看護事業者から訪問看護療養費の請求があったときは、第四項の定め及び第九十二条第二項に規定す

る指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

11 保険者は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を基金又は国保連合会に委託することができる。

12 （略）

13 前各項に定めるもののほか、指定訪問看護事業者の訪問看護療養費の請求に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。
（厚生労働大臣の指導）

第九十一条 指定訪問看護事業者及び当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者は、指定訪問看護に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

（指定訪問看護の事業の運営に関する基準）

第九十二条 指定訪問看護事業者は、当該指定に係る訪問看護事業所ごとに、厚生労働省令で定める基準に従い厚生労働省令で定める員数の看護師その他の従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定訪問看護の事業の運営に関する基準は、厚生労働大臣が定める。

3 厚生労働大臣は、前項に規定する指定訪問看護の事業の運営に関する基準（指定訪問看護の取扱いに関する部分に限る。）を定めようとするときは、中央社会保険医療協議会に諮問するものとする。

（指定訪問看護事業者等の報告等）

第九十四条 厚生労働大臣は、訪問看護療養費の支給に関して必要があるときは、指定訪問看護事業者又は指定訪問看護事業者であった者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者であった者（以下この項において「指定訪問看護事業者であった者等」という。）に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定訪問看護事業者若しくは当該指定に係る訪問看護事業所の看護師その他の従業者（指定訪問看護事業者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に係る訪問看護事業者の当該指定に係る訪問看護事業所に係る訪問看護事業所について帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限につ

いて準用する。

第五十条 保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律第二十条の規定による特定健康診査及び同法第二十四条の規定による特定保健指導（以下この項及び第五十四条の二において「特定健康診査等」という。）を行うものとするほか、特定健康診査等以外の事業であつて、健康教育、健康相談、健康診査その他の被保険者及びその被扶養者（以下この条において「被保険者等」という。）の健康の保持増進のために必要な事業を行うように努めなければならない。

2 保険者は、被保険者等の療養のために必要な費用に係る資金若しくは用具の貸付けその他の被保険者等の療養若しくは療養環境の向上又は被保険者等の出産のために必要な費用に係る資金の貸付けその他の被保険者等の福祉の増進のために必要な事業を行うことができる。

3 保険者は、前二項の事業に支障がない場合に限り、被保険者等でない者に当該事業を利用させることができる。この場合において、保険者は、当該事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。

4 厚生労働大臣は、健康保険組合に対し、厚生労働省令で定めるところにより、第一項又は第二項の事業を行うことを命ずることができる。

5 厚生労働大臣は、第一項の規定により保険者が行う健康の保持増進のために必要な事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

6 前項の指針は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第九条第一項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（国庫負担） 【19年4月】

第五十一条 国庫は、毎年度、予算の範囲内において、健康保険事業の事務（老人保健法の規定による拠出金（以下「老人保健拠出金」という。））、第七十三条の規定による拠出金及び国民健康保険法の規定による拠出金（以下「退職者給付拠出金」という。）並びに介護保険法の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。）の執行に要する費用を負担する。

（保険料等の督促及び滞納処分）

第百八十条 (略)

2・3 (略)

4 保険者等は、納付義務者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、国税滞納処分の場合によってこれを処分し、又は納付義務者の居住地若しくはその者の財産所在地の市町村（特別区を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区とする。第六項において同じ。）に対して、その処分を請求することができる。

一 第一項の規定による督促を受けた者がその指定の期限までに保険料等を納付しないとき。

二 第百七十二条各号のいずれかに該当したことにより納期を繰り上げて保険料納入の告知を受けた者がその指定の期限までに保険料を納付しないとき。

5・6 (略)

(延滞金)

第百八十一条 前条第一項の規定によって督促をしたときは、保険者等は、徴収金額につき年十四・六パーセントの割合で、納期限の翌日から、徴収金完納又は財産差押えの日の前日までの日数によって計算した延滞金を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は滞納につきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 徴収金額が千円未満であるとき。

二 納期を繰り上げて徴収するとき。

三 納付義務者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその住所及び居所がいずれも明らかでないため、公示送達の方法によって督促をしたとき。

2・5 (略)

(審査請求及び再審査請求)

第百八十九条 被保険者の資格、標準報酬又は保険給付に関する処分不服がある者は、社会保険審査官に対して審査請求をし、その決定に不服がある者は、社会保険審査会に対して再審査請求をすることができる。